

小右記訓読稿 第五編 (二)

松原 輝美

古日記輪読会

大原 一輝 松原 一義

池下美代子 井川 昌文

北原 峰樹 大森 芳江

蓮井 宣昭

凡 例

- 一 本訓読のテキストとしては、日本古記録所収の小右記（東京大学史料編纂所編、岩波書店、平成四年三月、第三刷）を用い、本文に疑問がある場合は、増補史料大成所収本（同刊行会編、臨川書店、昭和四〇年九月）、内閣文庫蔵本を適宜参照した。
- 一 大日本古記録所収の小右記に見える推定部分については、特に異論がない限り、その推定に従った。

一 漢字はできるだけテキスト通りとしたが、常用漢字については、ほぼ新字体に改め、異体字もほぼ通用字体に改めた。

一 「てへり」は、もとの形に改めて、「といへり」と記した。

一 また、次の読みに相当する漢字は、読解の便のため、以下のようにほぼ仮名書きに改めた。

惟||これ 是||これ 之||これ 其||それ 厥||その 夫||その
の 抑||そもそも 弥||いよいよ 各||おのおの 交||こもこ
も 傾之||しばらくして 小選||しばらくして 少選||しばらく
くして 少時||しばらくして 小時||しばらくして 良久||や
や久しく 且||しばらく 暫||しばらく 忽||にはかに 尚||
なほ 猶||なほ 太||はなはだ 一向||いつかう 聊||いささ
か 白地||あからさまに 奉為||おほんため 許||ばかり 嗟
呼||ああ 宛||あたかも

一 小見出しは、「」を付して示した。

一 割り注は、へゝを付して示した。

一 人名の傍注は、（ ）を付して示した。

一 年月等を補う時は、《 》を付して示した。

一 欠損文字あるいは判読不明文字については、大日本古記録所収本に従い、□もしくは□:□(二字以上)のような形で示した。

一 判読不明の部分については、原文のまま記しておいた。

一 なお読解の便のため、重要項目には注記を付し、本文の後に一括揭示したので、参照されたい。なお、注記は、角田文衛監修『平安時代史事典』（平成六年五月、角川書店）による場合は、その出典を明記しなかった。

五月

一日、戊辰。参内す。太皇太后大夫（藤原）公任・同宮権大夫（藤原）行成・右衛門督（藤原）懐平参入す。公任卿やや久しく聳の雑事を談ず。右衛門督云ふ、「昨今御前に候するに、仰せられて云ふ、『立后の事、右大将（藤原実資）召に応じて行事に参入するは、一に悦び思ふ所、一にいとほしくなむ思ふ』。憚かり恐るる所有りて^②、諸卿参らざるを、なほ参りて執行す。此の由^③を伝へ仰すべし^④』といへり。奏するに恐み申すの由を以つてすと。また談じて云ふ、「左大臣（藤原道長）の所為極めて奇怪なり。諸卿同心して朝威を失なふ^⑤。歎き思ふこと少なからず。此の如きの事に依り、命暫らく保たんと欲す^⑥。頗る思しめす所^⑦有らんか」といへり。申の剋退出するに、皇后宮大夫（藤原隆家）陽明門内に相逢ふ。馬頭^⑧（藤原兼綱^⑨）允^⑩貞国を以つて申さしめて云ふ「嶋馬を馳せんと欲するも^⑪、諒闇の年云々は不定。

案内を承りて進止す」といへり。能く前例を尋ね、又左寮に問ひ、とかくすべきの由報答し畢んぬ。

二日、己巳。大外記（菅野）敦頼朝臣云ふ、「両度史（但波）奉親朝臣云ふ、『一日の除目内覧有るべきか^⑫』といへり。敦頼答へて云ふ、「未だ奏覽せざるの書を以つて、内覧を経べきか^⑬。

除目に至つては、御前に於いて御覽じ已に了る所の書、更めてまた奉らるべからざるか^⑭」と。奉親云ふ、「前日大納言（藤原）道綱卿承り行ふ所の除目、清書して、これを奉らる^⑮』といへり。又答へて云ふ、「若し家々の御説か」といへり。吾が答ふる所^⑯は、「奉親は無才多言、故実を知らざる者なり。道綱卿清書を以つて左府に奉るは、案内を知らざるなり。不覚人の例を引き、謗り難ずる^⑰所如何。還りて嘲るべきに似たり^⑱。件の事、先日四条大納言（藤原公任）の御許より告送せらるる有り。彼の納言すなわち奉親前例を知らざるの由を示す。故実を失わざる所行に適ふなり^⑲。而るを謬言を以つて謗り難ずる所は至つて愚かなり^⑳」と。示すべきの由^㉑、敦頼朝臣に含め畢んぬ。

「勸学院の衆長者の命に依り立后に参賀せざるの事」
或云ふ、「勸学院例に依り皇后に御慶びを啓せんとす。而るを先

に案内を長者に申すに、参るべからざるの由を召仰せらる。仍つて参入せず」と云々。

三日、庚午。将監(身人部)仲重申して云ふ、「諒闇の年の手結は一度なり。明日行ふべきか。はた六日に行ふべきか。処分は随ふ」といへり。仰す、「六日は恒例の真手結の日なり。彼の日行ふべし。なかんずく一度これを行ふ。手結坎日は便無きか。仍つて明日行ふべからず。また長保四年の例、左近は五日これを行ひ、府は六日行ふ。近く其の例有るのみ」と。今日大納言(公任)始めて掣(藤原教通)に饌を差め、また彼の共の上下の人に祿を行ふの日なり。そもそも会合の日、第二三の日々雨、また今日も雨、不快の由と云々。これを以つて験と為すべし。大納言、今日の雑事示送せらるるなり。大略これに報ず。

「除目執筆の間の蜈蚣光榮を以つて占はしむるの事」

四日、辛未。去月二十七日の除目の蜈蚣、昨日(賀茂)光榮朝臣を以つて占はしむ。占ひは裏に注す。(裏書)「御前に候して除目に奉仕の間、八寸ばかりの蜈蚣、硯をさること幾ならずして北行す。心に告徴を存じ、神の告げを得んが為、光榮朝臣を招きて占はしめ、左に注す。占、四月二十七日、甲子。時加戌、何

魁臨子為用、将玄武、中伝送、天后終勝、先騰蛇、御行年酉、上小吉、天一卦過元首、

これを推すに、用起日財、御年上見天一、日財是主財、天一是主天子、又为天福、これを以つてこれを云はば、主天子の福慶を蒙るの象か。

寛弘九年五月三日 賀茂光榮

隨身を差し、参入せざるの事を藏人の許に云ひ遣るへ所労有るの由。雷鳴に依るなり。

「主上中宮の御方に渡御の事。公卿・侍臣に饗有り」

昨日、初めて主上(三条天皇)中宮(藤原妍子)の御方に渡御ありと云々。これにより、左相府(藤原道長)及び卿相教多参入す。皆束帯。上達部・殿上人に饗饌有りと云々。往古聞かざるの事なり。

五日、壬申。馬場に糟藤蔭酒を進る。これ例の事なり。左近の手結。諒闇に因り一度に行ふ。

六日、癸酉。故院の御念仏に参る。去月は修せられず。仍つて今日行はる。殿上の饗饌例の如し。左大臣、大納言(藤原)首信、

中納言(源)俊賢・(藤原)頼通・(藤原)隆家・(藤原)行成
 ・(藤原)忠輔、参議懷平・(藤原)兼隆・(源)経房・(藤原)実成、三位中将二人(藤原)教通・(藤原)頼宗参入す。御念仏畢りて、右大臣参入す。今日の手結、諒闇に依り、家より饗祿を送らず。戌の剋ばかり、府生(佐伯)光頼手結を持ち来る。権中将(源)雅通・少将(源)経親、馬場に着き手結を行ふ。

七日、甲戌。手結を下し給ふ。但し日の字書き落し^四、また真手結と書く。諒闇の年は兩日の手結^四無し。仍つてただ手結と書くべきか。今正月の歩射^四の手結^四真の字無し。彼の歩射の例に依り、真の字を書くべからざるか。日の字を書くべき事、真の字を削るべき事、将の所に仰せ遣る。

八日、乙亥。昨日三位中将(教通)昼居。大納言饗へ懸盤^三を設く。雲上の侍臣十三人、地下の四位五位雲集会飲す。喧嘩放歌度り無し。或云ふ、「閑ならざるに似たり」と云々。昨日大納言重ねて綾の下襲を借送す。これを計るに綾の装束を着て初めに相逢ふか。

十日、丁丑。左中弁(藤原朝経)云ふ、「国々大嘗会の召物の解

文^四を進る。若し見るべきか」と。答へて云ふ、「また更めて行事所を始むるの後見るべきなり。其の故は鈍色を着て解文を見るは、便宜無かるべし。大略来月四日は吉日、内々に光榮朝臣の申す所なり。彼の日の早日勘申せしめ、吉服を着て奏聞を経るが宜しかるべきか」と。少納言(源)守隆云ふ、「今日御馬を御覽す^四。左近衛下毛野光成御馬に喫まれ不覚。又左馬寮の馬部^四同じく喫まる。共に扶け入られて陣中に出づるも、心神無きに似たり」といへり。

十一日、戊寅。参内す。左大臣参入す。仁王経の不断の御読経の僧名へ二十一口^三を定め申す。左近中将(源)経房執筆す。日時^三の勘文へ二十三日^三を加へ、頭弁(源道方)を以つて奏せらる。すなはち返し給ひ、右少弁(藤原)資業に下し賜ふ^四。先に僧名を結申し、次いで日時の勘文。宣して云ふ、「二十三日」と。次いで仁王経の由を仰せ、畢りて史に仰せて、上^四の前の宮文並びに参議の前の硯等を撤せしむ。これより先、参議(源)頼定宣旨に依り結政所に向ひ、度縁^四に請印せしむ。仗座を起ち、敷政門より出づ。皇太后宮大夫俊賢云ふ、「捺印すべきの度縁五百枚」といへり。治部に依り知る所か^四。申の剋ばかり罷り出づ。今日参入の卿相、左大臣・太皇太后宮大夫公任・皇太后宮大夫俊賢・

左衛門督頼通・皇后宮大夫隆家へ早出す。事故有るに似たり。皇
后宮大夫の事に依る。左府の気色宜しからざるか。隆家卿怖畏の
氣無し。侍從中納言行成・左近中将経房・左兵衛督実成・伊与
守頼定。月に乘じ式部大輔（大江）匡衡來り、雜事を談ずる次い
でに云ふ、「一日召に應じ早に参り、立后の事並びに除目の事を
行ふは、極めて感じ思ふ所」と。云ふ所はなはだ多きも、敢へ
て記すべからず。

「除目の間の蜈蚣匡衡会釈の事」

其の次いでに除書の中の蜈蚣の事を語り、蜈蚣を会釈して云ふ、
「吳の字は天口を載す。公の字は三公なり。天口より出でて三
公と為るべきか。吳は期十二月、疑ひ無かるべし。彼の日は甲
子、物の始めに除目を行はる、事の始まりと謂ふべきなり。ま
た初めて皇后宮の除目を行ふ。皇は御門なり。后はきさき。帝后
相兼ねる除目は事有るの相。また大夫の名、隆家は、訓誥し
て云ふ、いへをさかやかす。尤も興有る事なり」と。又云ふ、
「周公吳公に並ぶなり」と。彼の家は周公なり。予の家は吳公な
り。とかく思慮するに、三公に昇ること近きに在るべしといへ
り。識者云ふ、「後鑿の為にいささか記し置く所。件の匡衡は
月ごろ食はず恙有り。而るを夜に隠れて来る所なり」といへり。

十四日、辛巳。明日の御八講、花藨代殿上人へ故院へ奉仕す。
また近習の卿相・侍從幡料の錦等を給はり縫はしむ。資平縫はし
めて持参し、歸り來りて云ふ、「相府命せて云ふ、『はなはだ能
く縫ふ』』といへり。

「皇太后故院のおほんため八講を行はるるの事」

十五日、壬午。皇太后宮今日より五箇日、枇杷殿に於いて、故院
のおほんため講説せしめ給ふ。仍つて参入すへ未の剋ばかり。
其の議、御在所へ寢殿の母屋に、新仏を安置しへ釈迦如来・
普賢・文殊、仏殿に安置す、金泥の法華経へ螺鈿の筥に納む、
並びに行香等の机・雜具・花藨代・幡有り、皆これ新作の仏具な
り。違記せざるのみ。諸卿並びに雲上人、先に饗の座に着く。右
大臣遅参し、饗に着かず。そもそも酒三巡して畢る比、左相府鐘
を打たしめ、左大臣已下座を起ち、御前の座に着く。次いで諸
僧参入すへ皆法服を給はる。僧綱は紫の袈裟。凡僧の講師は櫛の
袈裟。聴衆は鈍色の袈裟。朝講の講師は前大僧都院源へすな
はちこれ證者。問は融碩。秉燭の後朝講畢り行香。次いで僧
侶退下。次いで卿相座を起つ。しばらくして鐘を打ち、僧等参上。
次いで公卿へ僧以前に卿相参上すべきか。夕講の講師は少僧都
澄心。問は明尊。事畢り僧退下。次いで公卿。今日の朝座の堂童

子、春宮亮（藤原）道雅・少納言（藤原）能信へ已上四位。東の方。右馬頭兼綱・侍從（藤原）資平へ已上四位。西の方。雲上の四品を以つて堂童子に宛てらるるは、然るべからざるか。そもそも道雅笏を置き、能信劔を解き、座に着かんとす。而るを卿相指示し、笏を杷り劔を帶せしめ、後座に着く。資平遙かに目す。仍つて劔を解くべからざるの由を示すに、已に此の色を得、兼綱相共に同じく劔を帯び乍ら座に着く。誤失無し。夕講の堂童子は地下の五位を用ゐる。名香は故院の一品宮（修子内親王）へ女。御願文は（菅原）宣義の作。匡衡病に依りこれを奉らずと云々。請僧、證義者は大僧都定澄・前大僧都院源へ講師を兼ね。講師は少僧都澄心・林懷・慶命、律師は懷秀・実誓、凡僧は日如・遍救・心誓・義慶。聴衆は融碩・明尊・仁泰・定基・法澄・注救・教円・濟慶・道贊・永昭。参人の卿は左大臣（道）、右大臣（藤原顕光）、大納言道綱・斉信・公任・中納言俊賢・頼通・隆家・行成・時光・忠輔、参議懷平（藤原）兼隆（藤原）正光・経房・実成・通任・頼定、三位中将二人へ教通・頼宗。

十六日、癸未。申の剋ばかり、皇太后宮に参る。諸卿御前の座に在り。堂童子退出の間、予参入し、御前の座に加り着く。朝座の講師は少僧都林懷。問は仁泰。講演・論義畢りて僧侶出づ。次

いで卿相出で、饗饌に着くへ春宮大夫（藤原斉信）談ずる所。秉燭の後、左府鐘を打たしめ、すなはち僧参上す。次いで左大臣已下御前の簀子敷の座に着くへ卿相先に御前に参るべきか。然れども時宜に随ふのみ。夕座の講師は少僧都慶命。問は定基。戊の刻ばかり事訖んぬ。今日参らざるは、右大臣、内大臣（藤原公季）、大納言道綱・公任、参議通任。

十七日、甲申。皇太后宮に参る。朝講の後なり。左大臣・右大臣・内大臣・大納言四人へ道綱・余・斉信・公任。中納言五人へ俊賢・頼通・隆家・行成（藤原）忠輔。参議七人へ懷平・兼隆・正光・経房・実成・通任・頼定。三位三人へ教通・頼宗（源）憲定。皆先に饗に着き、流巡して箸を下す。此の間、左右近の官人並びに相府の隨身等、舞台の如き物を昇き、正に御殿の南階に当たりて、高欄に立て構ふ。帽額を曳きて、舞台に異ならずへ其の構へ其二推合立、南に階有り。予左相府に問ふに、答へられて云ふ、「捧物を置くべきの料なり」と。往古見聞せざる所、已にこれ新案、事に臨んで昇き立つは、甚だ便宜無し。兼ねて立つべきか。鐘を打ちへ未の終り、僧侶参上す。次いで左大臣已下簀子敷に着くへ僧の参上以前に御前の座に着くべきか。講演師高座に登り、堂童子へ地下の五位へ座に着き、花筥を頒ち

了んぬ。次いで僧侶退下し、次いで卿相・雲客退下し、おのおの捧物を執るへ東の廊下へ。

「大炊頭光榮捧物の列に立たんとするの間左府怒りて退出せしむるの事」

左相府女房の捧物を取らしめんとして、四位・五位を西の方に遣る。其の道階前を経。大炊頭光榮其の列に在るを、相府大いに怒り、左三位中将教通を以って、行事の大進（橋）為義を勘当せしむ。其の詞に云ふ、「光榮は捧物を取るべからざる者なり。然るべき人々を撰び、取らしむべきの由、兼ねて仰せしむる所なり。而るを其の事を聞き乍ら出で立つ光榮ははなはだ言ふに足らず。為義に於いては捧物の列に立たすべからず。早に罷り出づべし」といへり。光榮に至っては、捧物を執るべからずの由を召仰せらる。仍つて執らず、西の方より退出すと云々。僧侶行道し、衛府の三人薪水菜等を荷ひ持つこと恒の如し。宮の亮二人へ（大江）清通・（藤原）経通へ宮の御捧物へ大瑠璃壺は丁子を納め、小固壺は砂金を納むを持ち、卿相の上にならる。次いで上達部・殿上人の捧物は、皆金銀ならざるは無く、善を尽し美を尽す。中納言忠輔独り紫甲の袈裟を捧ぐ。春秋六十九、また儒者の為、人について難と為さず。次いで四位・五位女房の捧物を執

り、殿上の侍臣の次に立つ。三匝了りて僧侶参上し、卿相次第に南階より昇りて本座に復す。下藪の上達部は御殿の東の階より昇る。殿上人の捧物舞臺に置きへ南階を上り次第に置く、次いで女房の捧物を置く。捧物甚だ優美。金銀を以って、風流を為せど、敢へて記すべからず。五位五六人を以って、卿相の捧物を舞臺に置かしめ、また宮の御捧物を同じ台に置かしむ。其の後、宮の設けしむる所の沈香へ絹に裹む・蕪木等の両種、請僧の數に宛て設けらるる所なり。捧物を置くの台の東方、長莖を敷き、件の物等を置く。金銀瑠璃の物捧物の台に置き満つ。本宮は袈裟・褻の装束・生絹・上紙、自余の物等計へ尽くすべからず。伊与守（藤原）広業請僧二十一口の褻の装束を調べ、おのおのこれを裹む。広業旧恩を忘れず、殊に奉仕する所と云々。但し衣の袈裟を見ず。男女一品宮（敦康親王・修子内親王）は、おのおの掛二十領か。はた請僧の數に任せて二十一領を調べらるるか。右大臣女御（藤原元子）は、蕪芳の螺蛳三、衣笠三合、皆笠に居う。内大臣女御（藤原義子）は掛二十一領、證者二人の料は綾の掛と云々。これ只大略聞くに随ひて注する所なり。今般の御八講の物、往時に万倍すと云々。講師の律師実誓新教化を奉仕す。次いで釈経。釈経未了らざるの間、痢病頗る催す。今朝此の事に勞く。仍つて傍卿に触れて退出すへ未だ衝黒に及ばず。

十八日、乙酉。今日故殿（藤原実頼）の御忌日。二口の僧を請ひ齋食せしむへ身の代は、証空阿闍梨を以つて齋かしめ、僧前は増暹（四）。午の剋ばかり東北院（四）に参り、家に饗饌を設く（四）。これ例の事なり。食了りて堂前に着き、供養経諷誦を修す。行香了りおのおの分散す。入礼の人々、右衛門督、四位は（藤原）景斉・（藤原）朝経（左中弁）・（橘）道貞・（藤原）方正・（藤原）惟憲・（藤原）安隆・資平・（藤原）定頼・（源）兼澄・（源）政職・（藤原）惟貞・（藤原）永道、五位は（藤原）輔尹・（藤原）為盛・守隆・（平）理義・（橘）則光・（三善）興光・季寧・（高階）成順・永輔、六位は五人。今日、院の別当院源参らず。皇太后宮の御八講に候するに依るといへり。今朝四条大納言の消息に云ふ、東北院に参るべからず。状に随ひ御八講に参るべしといへり。事理相違す。追従尤も甚しきか（四）。

十九日、丙戌。今日物忌。殊に重きに非ざるに依り、御八講に参らんとし、早旦諷誦を三箇寺へ清水・祇園・広隆寺等（一）に修し、未の剋ばかり皇太后宮に参る。これ朝講の始めの間なり。諸侯御前に候するに、予加はり着く。へ頭中將講師の高座の辺に就き、度者（四）を給ふの由を仰す（四）。南庭の桜樹の辺に、御誦経の屋を立つ。朝の講師心誉、問は永照へ次いで諷誦を修せらる。第一は本

宮。第二は公家、勅使左少将（藤原）忠経。第三は東宮、御使亮道雅。第四は左大臣。第五は北方（源倫子）。第六は左衛門督。第七は左三位中将（一）。講了りて僧侶退出。次いで公卿退く。即ち夕講の鐘を打ち、僧参上か。公卿御前の座に復す。公卿須く先に参入すべし。然れども只便に随ふなり。これ左府の命ずる所なり。初めの日々此の如し。夕講の講師は義慶、問は教円。論義了りて行香へ左大臣、内大臣、大納言小臣・道綱・斉信・公任、中納言俊賢・隆家（一）の後、左大臣・内大臣及び諸卿、次第に簾下に就きへ亮経通先づ御階の西間に参上するに、卿相先に簾下の簀子に居り。女房祿を出し、経通取り伝ふ（一）、祿を執りて証義者已下請僧二十一口に授く。祿は大臣已下三位已上これを執る（四）。証者二人の祿は白綾の掛袴。講師の僧綱は平絹の掛袴。凡僧は掛袴僧綱に同じ。左府云ふ、「袴を加ふべからず。定め仰せの旨に違ふ」といへり。聴衆は単重。事了りて僧侶退下し、上達部饗の座に着く。修理大夫（藤原）通任中間に出づ。卿相云ふ、「今上の女二宮（禊子内親王（四））日ごろ腫物を悩み給ひ、彼の宮より両度使者来る。仍つて退出す」といへり。左府修理権大夫（源济政）を差し、消息を聞かるに、即ち返報有り。饗饌の座の盃酒幾ならずして乗燭。しばらくして諸卿退出す。今日参入の卿相は、左大臣、内大臣、大納言道綱・予・斉信・公任・中納言俊賢・頼通・隆家・行

成・時光・忠輔、參議懷平・兼隆・正光・経房・実成・通任・頼定、三位三人、教通・頼宗・憲定。齊信卿云ふ、「昨日の捧物銀二千八百兩」といへり。

二十日、丁亥。昨日⁸⁰右三位中将（頼宗）の従者等、予の隨身等を罵辱し、殆んど凌轢に及ぶべしと云々。然れども隨身等とかくを答へず、たまたま濫行無し⁸¹。国明宿祢を以つて、三位中将に云ひ遣るに、驚恐の報有り。濫悪の首を聞き捕へ送るべしといへり。更めて然るべからざるの由を報じ畢んぬ。三品巫将必ず虚言を以つて相府に申さんか。仍つて（藤原）佐光朝臣を招いて案内を示し畢んぬ⁸²。

二十一日、戊子。右馬允（藤原）有信云ふ、「右府・内府御八講に参らるるの事、皇太后宮亮経通を以つて両府に仰せられ、内府未だ返事を語らざるの前に、右三位中将頼宗の従者の為に隨身を毆陵せらるべきの事を談ぜられ、頗る不安の氣有り」と云々⁸³。即ちこれ経通の談ずる所と云々。彼の中将の従者狂乱の如しと云々。一夜予の隨身も同じく凌轢に及ぶ。此の中将近目、暗に臨む比は盲者の如く、行歩の間倒仆し嘲りを招く。権勢を思ふに縁り、上下以つて目すのみ⁸⁴。

二十二日、己丑。佐光朝臣来りて云ふ、「一日の事⁸⁵、今朝次いで有り左府に申すに、即ち聞かれて云ふ、『御八講の間参入せらるるの事、悦び申すこと少なからず。若し対面有らば、先ず其の由を申さんと欲するの間、今此の事有り。驚奇極まり無し』といへり。即ち三位中将を召し遣られたんぬ」と云々。申さしめて云ふ⁸⁶、「事極めて最少。然れども後々又々事有らば、喧嘩有るべきに依り、内々佐光朝臣に談じ宣る。而るを洩らし申さしめ了んぬる事⁸⁷、返す返す恐懼。即ち消息を中将の許に遣るに、彼の返報尤も理致有り⁸⁸。而るを重ねて此の仰せ有り。申す所を知らず。佐光朝臣云ふ⁸⁹、『御隨身等に問はるに、実有るの由を申す』といへり。また云ふ、『（藤原）頼任朝臣云ふ、『彼の日々承る所なり』』と云々。馬頭法師（藤原頭信⁹⁰）明日受戒。仍つて左相府弘暎登山す。親昵の卿相・雲上の侍臣多く追従すと云々。資平祇候すべきの由来りて申すなり。

二十三日、庚寅。伝へ聞く、今暁左府登山す。馬頭の受戒の事に依ると云々。大外記敦頼朝臣云ふ、「馬頭度縁の宣旨無し。辰の剋以前に延暦寺に持ち到るべきの由、頭弁戒め仰す」と云々。今日内の不断の仁王経の御読経。仍つて参入す。化徳門を入るの間鐘を打つ。陣座人無く、殿上に参上す。しばらくして出居参上し、

次いで諸卿、次いで僧侶。御導師は法橋扶公（公）。藏人頭道方御導師の辺に就き、御読経の旨趣を仰す。行香了りて後退出す。酉の剋ばかり降雨。今日参入の卿相、右大臣、内大臣、大納言道綱・齊信、中納言隆家・行成・時光、参議懷平・実成・通任・頼定。

「左府登山の間山僧の為に前駟を打たるの事」

二十四日、辛卯。資平云ふ、「左相府昨日寅の剋ばかり京を出でへ騎馬へ、東坂より山に登る。卿相・殿上人・諸大夫馬に騎りて前駆す。檀那院（院）の辺より石を以つて前駆に投ず。中の一石は皇太后宮亮清通の腰に当たる。彼是驚奇し、或は仰せ或は叫びて云ふ、『殿下の参り登り給ふぞ。何者の非常の事を致すや』と。曇頭の法師五六人出で立ちて云ふ、『こゝは檀那院ぞ。下馬の所ぞ。大臣公卿は物故は知らぬ物か』と云々。飛礫十度ばかりと云々。一石は相府の馬前に至ると云々へ此の事或る者の申すなり。巳の剋ばかり梨下房に到り、饗饌有り。座主覚慶手輦に乗りて参入し、即ち帰る。次いで前大僧都院源・大僧都隆円・少僧都慶命・権律師懷寿等参入し、饗に預り食了んぬ。左府度縁（縁）を以つて僧綱等に与ふへ僧都十枚。律師八枚。又度縁二十枚を以つて座主の房に送らる。此の間院源小綱某に仰せ、飛礫の下手を尋ね捕へしむといへり。即ち法師一人を搦めて將て参る。相府院源に

預く。次いで新発（発）法服を着、房より出でて戒壇院（院）に向ふ。僧綱及び相府已下相送るへ相府は烏帽・直衣。上達部・殿上人は冠・直衣。地下の四位以下は布衣。相府阿闍梨の房に留り、中納言俊賢已下戒壇院の中門に到り見物す。相府の家司（藤原）知章、戒壇院の中門の外に於いて、三綱並びに教授（授）・羯磨（磨）等を招き、祿を給ふに差有り。戒を授け了りて座主阿闍梨の房に退帰す。次いで新受戒同じく此の房に到る。次いで相府宿房に帰り、また延命院（院）に於いて饗を儲け、僧綱以下を招着し、相府左衛門督頼通已下を差し遣り、件の座に着かしむ。知章朝臣等を差し、銀の分盤（分）・施食盤・七等を僧綱に志さる。凡僧に至つては疋絹・度縁一枚を与へらる。事了りて申の時ばかり、初めの道を経て山を下る。途中甚雨に逢ふ』と。又云ふ、「新発を送る間、相府已下及び僧侶雑人涕泣すること、挙哀に異ならず。相府前行し、相従ふ上下悲泣すること、微有るべきに似たり』といへり。追従の卿相、中納言俊賢・頼通、参議兼隆・正光・経房、三位中将二人、教通・頼宗、□殿上人広業・雅通・経通・資平・（藤原）能信・定頼。後日或る僧云ふ、「飛礫広業・清通等に当たる」と云々。法師敢へて言ひて云ふ、「馬に騎りて前々専ら山に登らず。たとへ大臣・公卿なりとも髪を執りて引き落せ」と云々。相府当時後代の大恥辱なり。世云ふ、「非人の為す所、若し山王護法の、人

の心をして狂を催さしむるか」と。希代の事なり。相府、氣損ずるも、又慎しまるべきか。座主云ふ、「一人騎馬するに在りては、人間に准ふるに何事か有らん。自余の人騎馬数十人山に登るは然るべからず。飛礫は三宝の為す所か。投石に当たるの者慎しむべきか」と云々。資平云ふ、「左宰相中将（源経房）云ふ、『皇太后宮聞かれて云ふ、『八講の間の日々の来訪悦び思ふ所。なかんずく本より所々に追従せず。而も日々の来訪、極めて悦び思ふ所』といへり。登山の事に依り、今に相逢はず、伝へ示さざる所なり』」といへり。仰せ事恐れ承る由を申さしむ。今日資平彼の宮に参るべしといへり。夜に入り来りて云ふ、「語らしめ了りて、重ねて悦び仰せらるるの旨有り」と。

二十五日、壬辰。外記史生去年の十二月二十七日の詔書を持ち来る。加署して返し給ふ。其の詔に云ふ、詔、至徳要道之訓、孝行長存、三位一旨之文、母儀是貴、誠知、仁義之基、莫大於孝、嗚呼哀哉、朕之先妣、当少日而別恩愛、耳悲于故老之言、臨長年而知哀傷、心迷于畴昔之恩、歲月雖旧、恋慕如新、縦無助天下於内詔之徳、唯欲變墳松於椒房之風、夫以所生藤原氏為皇太后、国忌・山陵一如旧典、普告遐邇、俾知朕意、主者施行

寛弘八年十二月二十七日

「故院の周忌法事を修せらる。円教寺」

二十七日、甲午。今日故院の御周忌法事。円教寺に於いてこれを修せらる。七僧の僧前一具へ高坏十二本、打敷を加ふ。大破子四荷。精料米三十石へ調進し、午の剋ばかり円教寺に参る。右大臣・内大臣及已次西廊の饗の座に着き、旧臣座の末に着く。但し絶席。東廊に簾を懸け、左大臣並びに院司素服を給はるの人・近習の卿相等簾の中に在り。饗饌未だ箸を下さざるの間、鐘を打つ。食了りて右大臣堂前の座に分かれ着く。次いで諸僧南大門へ南門の外に会集の幄を立つより入り、東北に相分れて堂に入り、威儀師二人おのおの相分かれて立つ。僧前引導し、諸僧座に着き、堂童子へ地下の五位旧藏人等へ座に着く。大行道の法用等の作法云々は常の如し。七僧へ権僧正慶円《咒願》・前大僧都院源《講師》・前大僧都济信《三礼》・大僧都隆円《読師》・少僧都清寿《唄》法橋扶公《散花》・内供庄命《堂達》、以上は法服を給はる。百僧へこの中に僧綱有り。御仏は、両界の曼陀羅。御経は、心経・尊勝陀羅尼・法華経一部十卷へ以上金泥、螺貝の筥へ紫檀地へ納む。経机・行香の机、並びに雑具等新調するも、具には記さず。御存生の間の御願、金泥の大般若経未だ書き了らず。然れども先の書端、今日供養し奉ると云々。御願文へ中納言忠輔作。御諷誦十五箇度、本院・内裏・皇太后宮・

左大臣内方・右大臣・内大臣・承香殿女御(元子)・弘徽殿女御

(義子)・前御匣殿女御(藤原尊子)・別当春宮大夫(藤原)齊

信・別当皇太后宮大夫俊賢。中宮大夫道綱衰日に当たり修せざる

か。内大臣更めて堂前の座を起ち、左相府の宿廬に向ひ、しばらく

くして座に復すは、甚だ便宜無し。行香了りて右大臣座を起ち、

同じく左府の廬に向ひ、諸卿悉く彼の所に向ふ。追従の甚し^{四〇}。

なかんずく両丞相更めて簾中に向ふべからず^{四一}。院の別当及び近

習素服の人々等有りと云々。謂ふ所は大納言道綱・齊信へ日ごろ

熱有り^{四二}。仍つて早に退出す、中納言俊賢・隆家・行成・忠輔

へ或云ふ「参らず」と。簾中に見ざるに依る、参議兼隆・正光

等なり。堂前の諸卿悉く左府の所に詣ずるも、予一人参らず罷り

出づへ日漸く西山に迫る。今日の参入は、右大臣、大納言公任、

中納言頼通・時光、参議経房・実成・頼定、三位三人、教通・頼

宗・憲定。不参は、参議懐平・通任。百僧の僧綱已下の布施は絹

へ僧綱二疋。凡僧一疋。絹に褌んでおのおのの前に置く。度縁

一枚は、故院の御願の度といへりと云々。米若干と云々へ僧綱

(脱アルカ)。凡僧三石。七僧の布施と云々。来月は御周忌の

月、而るを今月縮行せらるる所、未だ其の意を得ず。なかんずく

彼の月二十二日は御周忌の日なり。其の程はなほ遠し。二十余

日の間吉日無きに非ざるか。又今日皇太后宮・東宮(敦成親王)

御装束を改むと云々。

(藤原)資頼^{四三}の母資頼を以つて言送して云ふ、「周防守兼忠、

今月二日病を受け、重く煩ふの由、脚力を差はし申し送る。其の

使十一日彼の国を離れ、一昨日到着す」といへり。

二十八日、乙未。皇太后宮に参り、しばらく渡殿に候するに、女

房御簾の中より昔の円座を指し出すへ元来畳を敷く。其の上に円

座を指し出す。女房の気色近く候すべきに似たるも、暫らく見

入れざる如く祇候す。然れども頻りに其の気色有り。仍つて進み

候し、女房に相逢ふて、先日の仰せ事の恐みを啓せしむへ御八講

に参る事なり。即ち御消息、又多くは故院の御周忌畢る事を伝

ふるなり。装束の替りたれば、はしたなくなん有ける^{四四}と云々。

御簾皆尋常の如く、懐旧の心忽に催し、落涙禁じ難く、女房の見

る所を憚らず、時々涙を拭ふも、なほ留め難し。仍つて本の座に

復し暫らく候して、参内す。諸卿参らず。藏人(藤原)頼祐宣旨

を下す。即ち右少弁資業に給ひて、退出す。

早朝左中弁来りて雑事を云ふ。又斎院去る七年の三年一請の事^{四五}

等なり。彼の年の物諸国多く未進有り。

二十九日、丙申。今明物忌。ただ外行を禁ず。今日内の御読経の

結願。而るを物忌に依り参入せざるの由、昨日資平を以つて右衛門の乳母に触れしむ。御読経明日結願有るべし。然れども神事の月に依り、今夕結願すと云々。方便品を釈かしめ奉るへ増暹。内豎御読経結願の由を告ぐるも、故障昨日申さしめ了んぬ。

六月

「左大臣の病の事」

一日、丁酉。早旦、彼是の許より告送して云ふ、「左相府（藤原道長）去夕より俄かに重く悩まる」と云々。（藤原）資平を以つて案内を近江守（藤原知章）に書き取るに、「事実有り、只今参入すべし」といへり。即ち馳せ参り了んぬ。慎しむ所有るに依り、早には参らざる由、便ち資平を以つて家の子の許に示し遣り了んぬ。丹波守（大江匡衡）朝臣書状を送りて云ふ、「久しく温言を蒙らず。明日夕参啓するは如何。吳公は違はざるか」といへり。其の状、署せず、又月日を注せず。此の書を披見し、深く恃む所有り。只今の識者又人無きのみ。若しこれ神の告か。資平帰り来りて云ふ、「夜間重く悩み給ふも、今朝頗る宜しく坐す。然れども悩苦有るの由、（藤原）経通談を伝ふ」と。但し予の消息に云ふ、「近江守朝臣を置いて只今伝へ申すに便無し」とい

へり。悩氣軽からざるか。

二日、戊戌。辰の剋ばかり左府に参り、近江守朝臣を以つて、事の由を申さしむるに、病悩の案内を言ひ出でらるへ去月より悩氣、二十九日御読経の結願に参る。其の間頭痛く破れ割るが如し。行香了り逐電退出の後、已に以つて不覚。昨朝頭頗る宜し。其の後頭平らぎ了るも、心神なほ悩ましく、相逢ふこと能はずといへり。大嘗会の行事所を始むべきの事、左中弁（藤原朝経）便宜無きに依り、申さしめずといへり。仍つて近江守朝臣を以つて案内申さしむるに、命せられて云ふ、「早に奏聞せしむべし」といへり。即ち左中弁をして奏聞せしむ。今日日宜しきに依るなり。四日陰陽寮を以つて日時を勘へしむべきに、先日（賀茂）光栄・（阿倍）吉平等の朝臣四日吉日を申すも、これ内の事なり。若し日時を勘へしむべきの由を仰せらるれば、更めて転じて来り仰すべからず。只早に陰陽寮を戒め、彼の日勘申すべきの由、左中弁に仰せ了んぬ。行事所を始むるの後行事の上下吉服を着るべきの由、同じく左中弁に仰す。予しばらくして帰り畢んぬるに、右中弁（藤原重尹）来りて、主基の雑事を云ふ次いでに云ふ、「史（竹田）宣理病に臥して仕へず。行事所を始むるの日、史若し候せざらば何為ん」といへり。答へて云ふ、「又々問ひ遣り、

期に臨んで定め仰すべきなり。前例悠紀は史二人、主基は一人、これを為すこと如何。遂には事を闕くべし」といへり。史を加ふべきか、はた宣理を留むべきか。先に左府に申さしめ、彼の定めに随ふのみ。

「左府大臣並びに奏請の文書を止むる表を上るの事。病に依るなり」

左府重く悩まるる由、一両の告げ有り。近江守の書札に云ふ、

「只今大臣並びに奏請の文書を止むの由の表出し給ふべし。即ち(菅原)宣義朝臣に仰せられ畢んぬ。なほ重く悩むなり」といへり。

三日、己亥。乳母(宣旨)の忌日。精進し、諷誦を清水寺に修す。左府の病去る夜殊に重きも、今朝頗る宜し。午の後に來殊に殆んど尋常の如し。資平左府に参り、晩に臨んで帰り来りて云ふ、「阿闍梨心誉云ふ、『誠に平復に似たりと雖も、御病体なほ不快。また飲食受けず』」と。

四日、庚子。徳田法師を差し、賀茂に例幣(十三箇月の料)を奉る。右中弁来りへ吉服を着る。大嘗会の行事所を始むべきに依

る、即ち相逢ふに、内に参会すべきの由を示す。権僧正(慶円)過ぎられ、やや久しく清談の次いでに云ふ、「六月会の立義(弟子)を訪ねん為、去る晦山に登る。而るを今朝日修善を行ふべきの御消息有り。所労有るの由を申さしむるに、重ねて又命せ有り。仍って二日山を下り、彼の御文に相副へ、心神極めて悩ましく、山中より退帰す、其の由を申さしむ。而るを重ねて懇命有り。相扶けて今日夜半より奉仕すべし。今朝先づ彼の殿に参るに、几帳を隔てて雑事を談ぜらる。あたかも尋常の如し。然れども邪気なほ怖畏有り。なかんずく天台の事恐懼極まり無し。山上大きな愁ひを為す。其の故は、運慶と云ふ僧年七十有余、山門を出でず、練行の年深し。彼の弟子の法師飛磔の事を処し、運慶の房を尋ね搜す。仍って夜を冒し蓑を被き跡を晦まして逃れ去る。満山憐れび悲しむ。又彼の辺の房々五箇所ばかり主人逃げ隠れて住む人無し。また東坂下の比叡の御社の鳥居の前、往還の人必ず伏し拝みて過ぐ。而るを左府山に登るの間、上下悉く馬に騎りて御社の前を過ぐ。又彼の御社の前に数石を重ね置き、山王の御座の処と為す。一日山王の王子女人に託して、種々の事を宣る。事また夢想等有り。相府慎しまるべきに似たり。今般の御修法極めて嬾し。然れども懇命に依り懇に奉仕すべくも、七箇日を過ぐべからず」と云々。

「大嘗会の行事に依り吉服を着るの事」

吉服へ綾の表衣・無文の冠・青朽葉の下重・青鈍の表袴を着て参内す。大嘗会の行事所を始むべきに依り、仗座に着く。修理大夫（藤原通任）参入す。右中弁重尹云ふ、「主基所の宣理、日ごろ重き病に沈み、存亡定まらず。今日文書を成さしめんとするに、史等必ず備ふべし。これを為すこと如何」といへり。史の次第を

問ふに、云ふ、「伊岐善政宣理の次に在り」といへり。左中弁朝経、陰陽寮の大嘗会の行事所の雑事始めの日時の勘文へ今日。時は申二点、酉二点を進る。大炊頭光榮・陰陽頭（惟宗）文高等

署す。即ち左中弁を以つて、左府に覽せしむ。また史久長は悠紀の行事なり。榮爵に預り、替に史（但波）奉親朝臣を以つて事に補すべし。又主基の方の史宣理、病に依り参らざる間、史善政を以つて事に召し仕ふべし。若し宣理死去せば、久長補すべきなり。

若し宣理病癒へ参入せば、悠紀の例二人有るに依り、殊に難無かるべきか。同じく左府に申さしめ、しばらくして帰り来るに、

「日時の勘文早に奏聞せしむべし。又史の事これを承る。何事か有らんや」といへり。勘文並びに史等の事、奏聞せしむるに、仰せて云ふ、「日時の勘文御覽じ了んぬ。申の時は俗に忌む所か。

酉の時吉なるべし」といへり。仰せに随ひ仰せ下し了んぬ。但し申の日を忌み、時を忌まずといへるなり。史の事聞こし食し畢ん

ぬといへり。奉親の事左中弁に仰せ、善政の事右中弁に仰す。但し宣旨書きを給ふべからず。只宣理参らざるの間、参り仕ふべきの由、召し仰すべきなり。今日行事所を始むるの日、凶悪の事を仰すべからざるの故なり。左中弁陸奥の進る絹五十疋の解文を見、右中弁同国の解文を見る。絹の数悠紀の如し。未の三剋ばかり退出す。

「左大臣の病悩は日吉の社の崇有るの事。登山の間飛礫に依り多く山僧を誡しむ」

申の時ばかり、資平左府より示送して云ふ、「只今覺えず悩み給ふ」といへり。しばらくして参り来りて云ふ、「重く発し給ふか。卿相・諸大夫雲集し、左金吾（藤原頼通）簾中に於いて涕泣の声有り」といへり。夜に入り案内を左衛門督に取るに、其の報に云ふ、「權僧正慶円相府に申して云ふ、『天台の僧只山王を憑み奉る。而るを山王の崇有るの由夢想有り。仍つて御修法を奉仕すべからず』といへり。相府討論し給ふ事の御声甚だ高きも、權僧正御修法を奉らず、直ちに退出す。臨聞如雲。極めて不便なり」といへり。彼料物を修せず、天台・三昧の御社等に遣るべしと云々。丹波守匡衡人を差して云ふ、「病已に急に臨み非常近きに在り。（大江）挙周及び其の母（赤染衛内）必ず相顧みるべし」とい

へり。驚きながら（宮道）義行朝臣を遣るに、其の報せ初めの如し。夜に入り挙周朝臣へ東宮学士へ来る。即ち相逢ふに、「父傷み悲しみて云ふ、『命已に損ぜん』とす。彼の吳公の事先日書を給はる。已に奉答せんとす。此の由を申すべし」といへり。識者の遺言相違無きか。

五日、辛丑。山階権別当扶公来り、相府僧正と討論の事を談ず。事の旨左衛門督の示送する如し。彼の修善の料物、昨日天台御社及び講堂・中堂・釈迦堂・横川等に於いて□^マ経を転読せしむ。又云ふ、「昨発し悩む後、今に至るも異なること無く、尋常の如し。今日沐浴す」と云々。早速近江守の許に問ひ遣るに、其の報に云ふ、「昨未申の剋ばかり発し悩み給ふも、夜殊なる事無く、今朝又此の如し。三十講明日より始めらるべし」といへり。左中弁国々の解文・道々の御物を進る文を持ち来る。見了りて返し給ふ。去る夕左相国表を上るに、即ち本表を返さると云々。

六日、壬寅。皇太后宮（藤原彰子）に参り、暫らく候す。左相府悩まる間、心勞せしめ給ふか。仍つて資平を以つて、女房に示さしむるに、仰せられて云ふ、「時々参入の事、歎び思ふの間、今日又参入し、訪申有り。いよいよ悦び思ふ所。日ごろ相府の病

を歎息す。而るを昨日より宜しき由聞き喜ぶ」といへり。

「左府の三十講始め」

続きて左府に参る。三十講始めに縁り、卿相参会し、彼是の気色静かならず。加持の声甚だ高し。案内を近江守に問ふに、云ふ、「只今発し煩ひ給ふ」といへり。右宰相中将（藤原兼隆）云ふ、「一日より極めて重く悩み給ふ」といへり。しばらくして寤め給ふといへり。或云ふ、「なほ未だ快ならず」と云々。御病重きの間、三十講を修せらるゝは、便宜無き由、卿相云々の間、相府聴聞の気有り」と云々。左金吾を以つて云ひ出されて云ふ、「病なほ重し。重ねて表を上るは如何。」と。余答へて云ふ、「初めに表を上らる、其の程はなほだ近し。但しとかくは御心に在るべきか」と。太皇太后宮大夫へ（藤原）公任へ響応す。皇太后宮大夫へ（源）俊賢へ云ふ、「相府車に乗りて堂に参るべし」と。諸卿其の後に相従ひ、車を細殿へ寢殿と西の対の間へ寄するも、相府乗らず。しばらくして左衛門督・左三位中将へ藤原教通へ扶けられ堂に向ひ、先に西対の南庇に於いて居ながら又手し、不断経を拝す。又更めて立ち、兩人相扶け、堂の宿廬に向はんとするに、其の間の作法はなほだ不便なり。北方（源倫子）車に乗りて堂に詣づ。相府宿所に於いて高声に悩吟し、満座耳を傾く。苦惱

の甚しき、聞く者歎息す。例に依り講演へ講師は律師懷壽。問は律師実誓、釈経・論義の間、相府の辛苦の声敢へて言ふべからず。仍つて僧侶釈経・論義等早やかなるべきの由を示し、懃に論義了り、行香馳するが如く、僧侶退下す。相府左宰相中将(源経房)を以つて、消息せられて云ふ、「年来の願に依り、病を扶けて講説の場に向ふ。忝けなくも坐を過さること、喜び申し侍る。今般の講説は最後の事なり」といへり。落涙禁じ難く、宰相中将も涙を拭ふ。相府の悩苦の声急。皆云ふ、「存し難きか」云々と。黄昏出づ。今日家の子の外の卿相、大納言公任、中納言俊賢、(藤原)隆家・(藤原)行成・(藤原)時光、参議懷平・兼隆・経房・(藤原)通任・(源)頼定等なり。

七日、癸卯。右衛門督(藤原懷平)告送して云ふ、「明日皇太后宮左相府に行啓すべし」といへり。また云ふ、「昨夕相府金吾に相逢ふて云ふ、『此の般の病痾命存すべからず。なんじ年来の志を変へず、宮に奉仕すべし』といへり。何の宮なるかを知らず」といへり。今日相府頗る宜しく、堂に度りて講説を聴くと云々。四条大納言示送して云ふ、「相府なほ昨日の余氣有るがごとし」といへり。

八日、甲辰。相府の御心地江州に問ひ遣るに、其の返事に云ふ、「昨今発し給はず。今暁御堂に度り給ふ。瘧の病の疑ひに縁」といへり。今日行啓有るべし。而るを未だ其の告有らず。但し今日は重く慎しむ日に当たる。仍つて御共に候すべからざるの由、資平を以つて皇太后宮の女房に触れしむ。又相府に参り、左宰相中将・近江守等に示すべきの由を含め、左相府に達せしめんとす。資平帰り来りて云ふ、「宮に参り女房に触るゝに、仰せ事有り。左宰相中将は相府に候せず。近江守朝臣は万僧供の事を行ふの間、伝せず」といへり。但し今朝下官雑事を云ひ遣るの次いで、大略江州に示送し了んぬ。今日相府、家の念誦堂に於いて七僧を請ひ、万僧供の趣を開べ白さしむと云々。件の料は班犀の純方の帯を以つて近江守に給ふ。彼の直を以つてこれに充てらるると云々。午の剋ばかり、右衛門督告送して云ふ、「左相府発し煩ふの由と云々。参入し子細を示送すべし」といへり。晚景示送して云ふ、「悩まるるの体一昨に十倍し、例にあらざるの御詞有り。人々歎息す。頭弁を以つて、表を留めらるべきの由を奏せらる。比叡の御社に物の怪有り」といへり。

「皇太后左府に行啓の事」

資平亥の時ばかり来りて云ふ、「皇太后戊の剋左相に渡り給ふ

〔糸毛の御車〕。諸衛の卿相待従の供奉例の如し」と。又云ふ、「或云ふ、『相府極めて重く煩はる。尋常ならざるの詞有り。狂言に似ると云々。今暁車に乗り御堂に渡らる。光榮反閉の間、鴉死鼠を落す。光榮傾奇す。誠にこれ不吉の徴か』と云々。今夜重ねて表を上る」と。また云ふ、「左少将（源）朝任と西の中門辺に於いて清談し、佇立の間、人魂相府の住屋の上より出で、北を指して去る。朝任これを見、これを告ぐ。驚き見るに有^{マユ}。光榮は慥かには見ず。初め朝任慥かにこれを見る」といへり。

〔比叡社猪神殿に昇る怪異の事〕

曆教阿闍梨云ふ、「比叡の御社の中、猪数多入り来り、御殿を破壊す。往古聞かざるの事なり」といへり。彼の御殿板敷高く、猪昇るべからず。奇怪の事なり。〔頭書〕行啓に扈従の卿相、大納言齊信、中納言俊賢・頼通・隆家・行成・時光、参議懷平・兼隆・経房・頼定、三位中将二人、教通・頼宗。

九日、乙巳。暁更雷電甚しく、午に雨脚上るもなほ降る。雨の間、未の剋ばかり参内す。皇太后宮大夫へ隆家へ参入す。暫らく仗座に於いて清談の間、暴風大雨、陣座に吹き及び、両脚灑ぎ入る。仍つて座を起ち左の青瓊門^内を徘徊す。未の後風雨共に止む。

左相府に参るに、皇后宮大夫へ藤原隆家へ同じく参る。此の間講説。講説了りて論義へ講師は融碩。問は日如。相府簾中に在り。春宮大夫へ齊信。皇太后宮大夫へ俊賢。左衛門督へ頼通。右衛門督へ懐平。右近中将へ兼隆。左近中将へ経房。左三位中将教通参入す。頼定等仏前に在り。論義識法了り諸僧出づ。相府右衛門督を以つて、予を簾の外に招き、病苦身命を攻むる事を談ず。「今日は間日頗る尋常を得。但し病体は例に異なり、已に存すべからず。今に至りては思ふ所無く、命は惜しむべからず。三宮へ二后（彰子・研子）・東宮（敦成親王）の御事・男子等の事の内、尤も歎く所は、只皇太后宮の御事のみ。去年故院に後れ給ひ、哀傷の御心今に休まらず。又常に非ず心神を深く摧くこと有るか。悲しみの思ひこれに在り。自余の事は歎くべからず。志を彼の宮に致すの由、悦び極まり無しと為す」といへり。此の間時々落涙、言談多々、違記すること能はず。しばらくして本の座に復し、相府西の対に帰るに、行歩例の如し。其の後予帰り畢んぬ。左相府の表返し給はずと云々。

十日、丙午。今暁左相府瘧の病の疑ひに依り、法性寺に参らると云々。今明物忌。只外行を禁ず。資平内より告送して云ふ、「左相府法性寺に於いて発し給ふ」といへり。（藤原）有信云ふ、

「(橘) 為義朝臣^橘左相より罷り出でて云ふ、『相府発し給ふの後、衣裳を整へず、車を堂に寄せ家に帰り、北の門より車を入る。此の度の御病難き憑きに似る』」といへり。

十一日、丁未。早旦、資平内より退出して云ふ、「昨日左府発し給ふも、幾ならずして尋常に復せらるるの由、(大江) 景理朝臣の談ずる所。これ勅使となり法性寺に参る」と云々。邪気悉く人に移り、只瘧の病ばかり発し給ふの由、奏聞せらると云々。相府の読経僧陽邦来り、雑事を談ずる次いでに云ふ、「相府昨払暁法性寺に参らるも、本家の人通ふべからずの由、兼ねて誠め置かる。仍つて鬱々の際^前、酉の剋に及んで便ち発し給ふも、即ち覚め給ふの由、人々来り申す。同じ時相府帰り給ひ、北の門より入る。

春宮大夫(齊信)・左宰相中将(経房)、彼の御共に相従ひ、先に西の門より入り、不断の読経所に来りて云ふ、『今日已に発し給はず、欣々』といへり。而るを相府北の方より寢処に来り、悩吟の声はなはだ高く、爰に尋常ならざるを知る。悩苦せらるるの音を聞き、両卿云ふ、『若し車に乗り帰り給ふの間苦しみ給ふか』』と云々。又云ふ、「去る九日未明^前、(後日光栄云ふ、「寅の剋」といへり)西対の南庭に於いて、光荣朝臣大反閉^大し、相府行歩す。光荣前行し、次いで相従ひ出づる比、反閉中、鴉死鼠を

落す。相府の前を去ること二三歩ばかり、見る者怪と為す。但し吉凶は後日知るべし」と。件の事前日聞く所、子細は陽邦師の談ずる所、仍つて記す。

光荣朝臣云ふ、「昨日左府法性寺に参られ、堂に入るの間、蛇堂上より落つ。其の蛇や、大。誠にこれ怪か」と云々。

十二日、戊申。左府午の終りばかり発し煩らはるるの由、人々云々す。山階寺の権別当扶公来り、雑事を談ずる次いでに云ふ、「今日左府に候するに、午の剋ばかり発し給ひ、一時ばかりを経て覚め給ふも、食ひ給はず」と云々。或云ふ、「瘧の病の疑ひに依り、種々の厭術有りと云々。然れども其の驗無し」と云々。

十三日、己酉。参内すへ申の一刻。先に中宮(藤原妍子)の春季の御読経に参る。饗有り。此の間はなはだしき雷電甚だしき雨。申の剋発願。上達部未だ参上せざるの前、僧侶御前に参る。佇立の間、雷雨に堪へず参上する所か。次いで卿相御前に参る。行香の間雷雨共に止む。続いて東宮(敦成親王)の御読経に参る。殿上の饗饌、剋限晩に臨むに依り、箸を下さず、御前の座に着く。これより先、帯刀の長弓^前を帶し、出居に候するに、僧等参上す。先に出居、次いで上達部、次いで僧等、次第恒の如し。行香

了りて退出す。両宮の季の御読経は最初度なり。今日参入の卿相、右大臣、大納言齊信・公任、中納言俊賢・隆家、参議懷平・兼隆・経房・実成・通任・頼定。

十四日、庚戌。匡衡書を送りて云ふ、「哲人長命せば忽ち利有らむ⁶⁰」と。件の七字の外また事無く、月日署を書かず。又其の報に云ふ、「虫の一名なり」といへり。笠の吳公か⁶¹。

按察納言（藤原隆家）・源相公（頼定）告送して云ふ、「今日は故院の御念仏」といへり。大嘗会の行事の人、凶事に触るゝの仏事に参るべからず⁶²。仍つて其の由を報じ了んぬ。資平立ち乍ら故院に参る。予の障り便ち資平を以つて頭弁（源道方）に触れしむ。

前筑前守（藤原）永道、左府より来りて云ふ、「今日発し給はず。光榮発し給ふべからざるの由を占ひ申す」と。資平院より罷り出でて云ふ、「障りの由頭弁に伝へ了んぬ。左府発し給はざる由、僧侶の申す所。而るを定基殿より院に参りて云ふ、『瘧の病発せずと雖も、御心地なほ惱氣有りて、苦吟し給ふ。また力無きの由をおおせらるる』」といへり。

「左大臣病の間右大臣一上を奉ずるの事」

十五日、辛亥。或云ふ、「左大臣病の間、右大臣（藤原顕光）一上執行の事を奏行すべきの由、宣下せらる」と云々（後日人々云ふ、「聞かざる事なり」と）。師光朝臣云ふ、「（藤原）親光朝臣談じて云ふ、『左府の恙なほ未だ癒へず、食平復せざるの由、疎遠の人案内を知らず申す所なり』」といへり。親光はこれ内外通達の者なり。

「春日社の南の方に大樹仆るる如き声を聞くの事」

十六日、壬子。早朝、右金吾將軍（懷平）の書状に云ふ、「春日の御社に怪有り」といへり。驚き乍ら光榮朝臣に問ひ遣るに、即ちこれを送り⁶³、其の占方に云ふ、「春日の社の怪、今月十二日酉の時、御在所の南の方に、大樹倒るる声の如き地響きを聞く。占。『六月十二日戊申、時酉に加ふへ怪を聞く日時』。功曹臨戌為用、将騰蛇、中微明大陰、伝送、白虎、卦遇知一玄胎四牝」。これを推しはかるに、氏長者⁶⁴、及び卯酉丑未年の男、巳亥卯酉年の女、病の事有るか。期は怪の日以後三十日の内、及び来る十月、明年の正月、四月の節の中、並びに甲乙の日なり」と云々。左中弁来りて云ふ、「大嘗会を始行の事、官符を給はるべし」と。年々の符の案を持ち来る。彼の符の案⁶⁵の如きは、停止の由⁶⁶は、

左大臣の宣を引き、始行の事は、同じく左大臣の宣を引く。但し後般停止の官符は下官の宣を引き、又始行の符は同じく予の宣を引くべきか。此の趣きを示し了んぬ。但し件の官符の日は、行事所始めの日に作るべきなり。

夜に入り、禪林寺の僧都（深覚）過ぎらるる次いでに云ふ、「左相府の悩む所、恐懼せらるるべし。意を得ざるの人、平復せらるるの由を申すか。靈物に領得せらるるの氣有り」といへり。

十七日、癸丑。左相府平復せらるる由、普ねく以つてすと云々。而るを資平云ふ、「近江守云ふ、『氣色を伺ひ見るに、意を得ざること多し。昨日隨身十人に冠せしめ、厩の馬に騎せしめてこれを廻り見ること、然るべからざる事なり。辞表を収めらるるの後は、隨身を召し仕ふべからず。御心相誤るに似る。また顔色赤く、眼目悪しく、勇者の容顔に異ならず。飲食せらるるの体、はなはだ閑雅ならず、食を営まれ有るも、本心無きに似る。疎遠の人、飲食を用いらるるに、また御病の平復を悦ぶも、更に尋常ならざるが如く、天命を存せらるること、なほ難かるべきがごときか。心中の歎き、寢食味を忘る』といへり」と云々。今朝資平左府に参るに、人々云ふ、「已に平復せらる」と。心誉闍梨云ふ、「昨発し給はず。飲食甚だ快。今に至りては全く平復せらる」と

いへり。而るを江州の説の如くは怖畏有るべきか。

「左府を呪咀せしむる落書の事」

一日左府に落書有りと云々。民部大輔（藤原）為任と、陰陽師五人を以つて、呪咀せしむるの由と云々。其の事泉国の珍保方宿柵の知行に在りと云々。相府一生の間、此の如きの事断絶すべからず。事に坐すの者已に例の事と為す。悲しみ歎くのみ。

十八日、甲寅。今日左相府の三十講五卷の日。而るを大納言達或は病悩、或は物忌、参入すべからざるの由と云々。主人また所勞有り、捧物を持ち廻られざるか。独り身役に参るは便宜なかるべし。仍つて所勞を披露せしめ詣で向はざるのみ。資平左府より来りて云ふ、「捧物を持ち巡ること例の如し。卿相座に着くの後、左府其の座に加はり着くへ布袴の装束。病悩の氣無く、隨身褐衣を着て祇候す」と云々。上表返し給はざるの間、隨身を召し仕はるるは、往古来今聞かざる事なり。捧物の卿相、中納言俊賢・頼通・行成・時光、参議正光・経房・実成・頼定、三位中将二人、教通・頼宗。

「一品宮河原に於いて除服の事」

十九日、乙卯。資平云ふ、「彼の男一品宮（敦康親王）亥の時河原に於いて除服す。扈從の卿相、中納言俊賢・行成、参議経房、三位中将頼宗、参議頼定、旧臣等多く候す」と云々。愚案を廻らすに、なほ御忌日を過して釈かしめ給ふべきか。皇太后宮・東宮去月除かしめ給ふ、然るべからざるの事なり。前例を尋ぬべし。光榮朝臣云ふ、「春日の御社の怪甚だ不吉」と。

匡衡の書状に云ふ、「十余日はかり既に尋常に復し了んぬ。而るを昨日未の剋ばかりより、未だ飲食を受けず。今時に至つては恐懼怖畏す。但常降高誨之旨、且憚且喜。度々献ずる所の章札、隠し置かしめ給ふの間、近習の女及び拾遺^〇見るところ有るか」と。礼紙書きに云ふ、「緯家^〇の説啓すべきの事有りと雖も、人の見るを恐る、為、暫らく停止するも、長者已に筮の蜈蚣を知る」と。

二十日、丙辰。早旦書を匡衡に送る。これ食はざるを勞問す。其の報書勞問の事に答へず、只書きて云ふ、「今日若し少々の事始まるか」といへり。署せず、また月日を記さず。これ緯文^〇か。いよいよ鬱々たる所、識者の告ぐる所信すべし。左中弁来りて云ふ、「大嘗会を始行の官符未だ捺印せず」といへり。予答へて云

ふ「左衛門督は着座の人なり。また行事の卿なり。政に着き請印せしむるは如何。相府所惱の間、着行せられ難きか。但し五六日以来平復せらると云々なるも、先に案内を金吾に示すに、何事か有らんや」と。又着座の卿に申し請印せしむべく、件の官符の事、大外記敦頼朝臣に仰せ遣るに、申して云ふ、「宜しき日を撰び催し申すべし」といへり。

資平左相府より来りて云ふ、「講説了り懺法の間、相府上達部の座に出で加はること尋常の如し」と。又云ふ、「相府の病を喜悅の卿相五人、大納言道綱・予、中納言隆家、参議懐平・通任と云々。これ兩三の告ぐる所なり」と云々。とかくこれを思ふに、意を得ること能はず。若し立后の日勅命に応じて参入の故、此の如きの事有るか。天運に任すべくも、心神を悩ます所なるかな。無益々々。

二十一日、丁巳。資平左府より来りて云ふ、「相国講説の間簾の外に出でず」といへり。暗に入り、（藤原）景齊^〇来りて云ふ、「相府未の剋ばかり加持せられ給ふ。其の後御堂に出でらるるも、気色頗る不子」といへり。

「一条院の御周忌本院に於いて修せらるるの事」

十二日、戊午。今日一条院の御周忌の日。仍つて精進す。本院に於いて仏事を修せらるるも、大嘗会の行事に縁り参入せざるなり。其の由便ち資平を以つて頭弁に触れしむ。衝黒、資平来りて云ふ、「一条院の御周忌の御法事と云々。本院の修し奉る所^{四〇}。御念仏・不断の御読経等の僧の布施本院これを行ふ^{四一}。また皇太后宮殊にし給ふ」と云々。僧等度縁を賜はると云々。これ故院の御時成し置かるるか。今日参入の諸卿、右大臣、大納言齊信、中納言俊賢・隆家・行成・時光・忠輔、参議懷平・兼隆・(藤原)正光・経房・(藤原)実成、三位中将二人教通・頼宗、参議頼定。左兵衛督実成は、大嘗会の行事なり。今日参入すべからざるか、如何。二十三日、己未。参内す。按察使・兵部卿(藤原忠輔)・源宰相参入す。続いて左相府に詣づ。源宰相同車し、兵部卿も同じく参る^{四二}。相府兼ねて堂前に在り。暫らく清談す。夜々はなほ悩み苦しむといへり。顔色憔悴し、一に心神の悩みを称ひ、簾の中に入る。講師は融碩、問は法修、兩人維摩講師を申し有り^{四三}。仍つて今日雄雌を決し、討論の間、証義者前大僧都院源・少僧都慶命是非を判ぜず、おのおの自宗に非ざるの由を称す^{四四}。読師は経救。而るを院源及び相府、経救を以つて判定せしむ。再三辞退するも、

数度責められ、仍つて是非を申すも、諸僧甘心せず^{四五}。余の思ふ所は、証者は自他宗の法文の奥義を学び知るの人を以つて、証者と謂ふべきか。今他宗の事を知らずと称ふは、極めて奇怪の事なり。天台宗の僧等^{四六}令云ふ、「吾が宗今日面白を虧損す」と云々。大僧都定澄、今日此の座に参らざるは、判定の間、思ふ所有るに依るか^{四七}。法修の問ひ難論義を發し、融碩の答当たらざるの由、僧侶其の気色有り^{四八}。相府解脱し^{四九}簾中に臥す。爰に所惱未だ平らかならざるを知る。今日参会の卿相、中納言俊賢・行成・忠輔、参議懷平・兼隆、左三位中将教通、参議頼定。懺法了りて予出づ。二十四日、庚申。匡衡書状を送りて云ふ、「一日少々の事始まるの由執啓するに、其の事已に符合す。参りて具由を啓し、且つ処分を蒙らむ」といへり。符合の事何事なるかを知らず。相逢ふの後案内を聞くべし。二十六日、壬戌。或云ふ、「去夜相府苦しみ悩まる」と云々。右衛門督の書状に云ふ、「相府去夕悩み煩はる」と云々。資平左府より来りて云ふ、「相国講説の間堂前の座に着くも、恙の気無し」といへり。

二十七日、癸亥。馬の斃るる有り。左中弁来りて云ふへ穢に依り立ち乍ら相逢ふ、**「頭弁云ふ、『一日左相府云ふ、『大嘗会を始行の官符未だ成らずと云々。如何』と。源中納言云ふ、『宣旨を給はるの例有り』といへり。相府云ふ、『宜しきに随ひて行ふべし』』』**といへり。此の事最も奇と為すべし。大嘗会中絶し（承平元年八月十日⁸³）、又更めて始行の例（二年四月二十六日）、只承平に在り。彼の時官符を給はる。何の例を以つて陳ぶる所や⁸⁴。前例に依り官符を作り、外記に度し了んぬ。今に至つては只政を待ち請印すべし。そもそもまた当時の定めに随ひて、とかく有るべきか。しばらく此の旨を以つて頭弁に觸るべきの由を示し了んぬ。予穢を過すの後子細を示すべしといへるなり。又云ふ、**「安和元年六月二十九日の記に云ふ、『恒例の大祓や、会の行事、五位已上、弁大夫已下、朱雀門に会す。但し行事所並びに所々の預の五位の座は、弁大夫並びに三省の輔の座の後に設く。六位已下の座は仮に掃部寮を召し門内の壇上の東頭に敷かしむへ先例座無し。而るを此の度仮に此の座を設く。人形・散米等、天慶の例に依り、行事所これを儲く。又所々の主典代已上の見参の文進らしむと云々。悠紀・主基方の内侍参会すべし』**と云々。詳しくは彼の年の日記を見、前例に依り催し行ふべきの由を答へ了んぬ。

二十八日、甲子。今日法興院の八講始め。穢に觸るるの上、大嘗会の行事に依り参入せざる所。年来八講の始め終り等の日、殊なる故障無きの時、必ず参り詣づるのみ。左中弁来るに、立ち乍ら相会ふ。天祿の記文持ち来るに、（元年）六月晦日大祓を行はざるの由を記す。案の抄出の処を能く見るに、相誤るに似る。これ七月晦の大祓の事か。六月晦例の大祓の次いでに、行事所の祓有り。八月祓の使を諸国に遣る。彼の八月晦日・九・十月等必ず晦の趣きを示すに、尚書甘心の氣有り⁸⁵。但し又々尋ぬべきの由相示し了んぬ。申の剋ばかり、右衛門督告送して云ふ、**「宰相中将住む所頻りなる怪に依り、一昨同宿す。而るを今日彼の家へ右衛門督家の東隣。彼は金吾の旧宅」**に霹靂す。振後⁸⁶中将の牛車副ひの男、牛の辺に在り。誠に死に及ばずと雖も、心神覚えず、為に聴かならず。奇怪の事なり」といへり。仍つて資平を差はし金吾・垂将等を訪ふ。暗に臨んで帰り来り、両人の返報を伝ふ。**「虹左相府の家に立つの事」**
今日申の剋、虹左相府・左衛門督・左宰相中将家・一条大北方（藤原穆子⁸⁷）宅等に立つ。これ吉平朝臣宰相中将の許に於いて

行事所に仰せ、人形・散米等を儲けしむ。但し分配上は左宰相中将なり。尋常の儀に依り、軽服の装束を着て、参入せらるるか。今は大嘗会の詞を加へられ、吉服を着らるべきか」といへり。然るべき事なり。右中弁来りて云ふへ立ち乍ら相遇ふ、「今日の大祓は分配上左宰相中将、而るを諒闇の間の大祓、或は吉服を着、或は鈍色を着てこれを行ふも、大嘗会有るべきの大祓、鈍色を着るは便無きか。会の行事左兵衛督の着き行ふは如何」といへり。余答へて云ふ、「本分配の人着き行ふべし。若し後の障り無きの時、行事所案内を左兵衛督に示すが、宜しかるべきか」と。但し左宰相中将吉服を着るべきの事、外記に仰すべきの由、相答へ了んぬ。即ち大外記敦頼朝臣に仰せ遣り了んぬ。申し送りて云ふ、「外記公資に仰すべきの由」と。召使来り、又々案内を取るに、子細を仰せしめ了んぬ。左中弁来り、大祓並びに官符の請印の事を定む。

注

寛弘九年(一〇二二)夏 長和元年(改元十二月二十五日)

- (1) 一にいとほしくなむ思ふ||実資のその心状をひとえにいとしいと思ふ、或は、実資のその心状をひとつにはふびんで気の毒に思う、の意。
 (2) 禪かり恐るる所有りて||道長の意向を、である。

- (3) 此の由||一に悦び思ふ所、一にいとほしくなむ思ふこと。
 (4) 立後の事||此の由を伝へ仰すべし||天皇の、実資の立後の行事執行を多とする同趣旨のこの言葉は、四月以来、資平に対して一度、懐平に対して二度と、都合三度にわたって発せられている。道長との確執のなかで、天皇がいかに孤立していたかを思わせるところである。
 (5) 朝威を失なふ||天皇の権威をないがしろにする、の意
 (6) 此の如きの事に依り、命暫らく保たんと欲す||道長また諸卿の歎かわしく奇怪な所為を見るに及んでは、長く生きてその許し難い所為を難じ続けずにはいられない、の意。 齢60歳にして道長の所為に悲憤慷慨する懐平の言葉はこゝが初出である。
 或は、悲憤の懐平のこの言は、「久しく聿(道長の息男教通)の雑事を談ず」る公任の贅言に挑発されたものか。
 (7) 頗る思しめす所||「左大臣(藤原道長)の所為||朝威を失なふ」ことを、である。
 (8) 馬頭||うまのかみ。馬寮(めりょう)の長官、左右あり、それぞれ一人いる。こゝは後の条に「又左寮に問ひ」とあるから、右馬寮の長官である。 従五位上相当。
 (9) 藤原兼綱||ふじわらのかねつな(九八八〜一〇五八)。関白道兼の三男。母は大藏卿藤原遠量(右大臣師輔男)女。同母兄に中納言兼隆がいた。長徳元年(九九五)父道兼の薨去後は叔父道綱の養子となる。左近衛少将、侍従、右馬頭(本条)等を歴任し、長和二年(一〇一三)禁色を聴され、翌年三条天皇の藏人頭に補される。のち左近衛中将、太皇太后宮(彰子)亮、越前守等を務める。
 (10) 允||じょう。馬寮の三等官。
 (11) 嶋馬を馳せんと欲するも||後の条の六日の騎射(うまゆみ)の手結に馳せんとするの。 「嶋馬」は、嵯岐、対馬などの鳥嶼からの貢納馬のことか。
 (12) 一日の除目内覧有るべきか||「一日の除目(ひとひのじもく)」は

四月二十七日の日宮司除目。これについて道長の内覧が有るべきではないか、の意。

(13) 未だ奏覽せざるの書を以つて、内覧を経べきか||天皇に奏上して御覽に入れることがまだ終つていない書を、道長の内覧に入れるということなどは論外である、の意。

(14) 奉らるべからざるか||道長に奉るべきものではない、の意。

(15) これを奉らる||道長に、である。

(16) 吾が答ふる所||実資が敦頼に、である。

(17) 不覚人の例を引き、誘り難ずる||「不覚人(ふかくじん)」は、思慮・分別のしっかりしていない人。凡夫。こゝは道綱を難じて言う。

「誘り難ずる」は、奉親が敦頼を、である。

(18) 還りて嘲るべきに似たり||このような当たらない謗難に出でた奉親は、その行為のゆえに却つて嘲りに値する至愚の者である、の意。

(19) 故実を失わざる所行に適ふなり||公任は、である。

(20) 而るを謬言を以つて誘り難ずる所は至つて愚かなり||奉親は、である。

(21) 示すべきの由||奉親に、である。

(22) 諒闇の年の手結は一度なり||「手結(てつがい)」とは、射礼(じゃらい)・賭射(のりゆみ)や相撲(すまい)などの勝負事で、競技者を左右に分けて二人ずつ組み合わせる事(「つがい」は二人を組み合わせる事)、またその取組をいうが、特に射礼(正月十七日に行う)・賭射(正月十八日に行う)・騎射(うまゆみ。五月五日の端午節に行う)など、射術を競う儀式の前に行う武芸演習をさしていうものである。このうち本条でいつている手結は騎射(「きしゃ」ともい、騎馬して馬を走らせ、馬上よりの射る弓の競技)であり、これは当初四府(左右近衛・左右兵衛府)で行つたが、村上天皇(在位九四六〜九六七)以降は左右近衛府のみとなり、三日・四日に左右近衛府の下稽古である荒手結、五日・六日に左右近衛府の当

日の儀である真手結を行つた。諒闇の年には、その荒手結・真手結の両日の手結を一日で行うのである。

(23) 明日行ふべきか。はた六日に行ふべきか||こゝは右近衛府の手結の場合をいつているので、一日で行う手結を、明日の四日の荒手結の日に行うべきか、六日の真手結の日に行うべきかと、右近衛府の將監が右大将の実資にたずねて来ているのである。

(24) 長保四年の例||長保四年は一〇〇二年、一条天皇の在位(九八六〜一〇一一)十七年目に当たると。後の「府」は、右近衛府。

(25) 今日大納言(公任)始めて聿(藤原教通)に饌を差め、また彼の共の上下の人に祿を行ふの日なり||四月二十九日の条で予告されていた(「四条納言送書状云、聿公供人祿事等、今日復日、次々日々不宜、来月三日有其用意云々」)公任家に於ける露頭(ところあらわし)の日である。

(26) そもそも会合の日、第二三日の日々雨、また今日も雨、不快の由と云々||公任の女が教通と婚したのは四月二十七日(「今夜有聿營云々、左三位中将教通」)(本記の長和元年四月二十七日の条)で、その三日後の結婚披露の会合の日に当てるべき二十九日は復日に当たり、その次々の日々も凶の日が続いた。かててくわえてこの凶の日々に降り続く梅雨が重なつたのである。今日五月三日延びていた披露の日は、凶は逃れたけれども、続いての不快な悪天候である。

(27) これを以つて験と為すべし||公任家の結婚披露の日が凶の日を避けて、日を選んだのにも拘らず、雨にた、られて了つた。この事を以つてしても、今回の道長家と公任家の婚儀に否定的であつた予(実資)の意向(「於件宮(太皇太后宮||公任の姉遵子)西対、去夜行婚礼(中略)一家無過差、今有此事、計之有後悔歟」(本記の長和元年四月二十八日の条)が証しされたと云つてい、だろ、の意。

(28) 去月二十七日の除目の蜈蚣||四月二十七日の皇后城子の宮司の除目の間に現われた蜈蚣(ごこう)。「むかで(百足)」の異名。なほ、

本記には蜈蚣について次のような記事が見える。「今夜戌時許蜈蚣入耳、頃之出之、其長一寸余許、人多為奇」(天元五年(九八二)三月二十八日の条)。

(29) 心に告徴を存じ何かのお告げかと思つて、の意。

(30) 参入せざるの事雷鳴陣に参入しなかつた、その事由。

(31) 所労有るの由。雷鳴に依るなり雷鳴陣に参入しなかつた事由として所労のことを申し述べたが、実際の事由は雷を恐れてのことであつた、の意。

(32) 往古聞かざるの事なり「聞かざるの事」は、「これより饗饌有り」と云々をさす。天皇中宮方に渡御のこの日の事を『御堂御記』は、

「中宮(妍子)御方初渡御、公信朝臣持御劔、上達部・殿上人有酒肴、数献後入夜還御、候上達部春宮大夫(齊信)・皇太后宮大夫(俊賢)・左衛門督(頼通)・皇太后宮大夫(隆家)・侍從中納言(行成)・

右衛門督(懐平)・大藏卿(正光)・左宰相中将(経房)・左兵衛督(実成)・三位中将二人(教通・頼宗)等也、候宿」(『御堂関白記』長和元年五月三日の条)と記している。大臣を除いて公卿の主要メンバーは出揃つているようである。

(33) 日の字書き落し右近衛府の手結は五月六日であつた。それを

「六」だけあつて「日」の字がぬけていた。

(34) 両日の手結前日の荒手結と当日の儀の真手結との両日の手結。

(35) 正月の歩射正月のほしや。騎馬してする正月の騎射(うまゆみ)に対して、歩いてする射術の正月の射礼(じゃらい)と賭射(のりゆみ)。

(36) 大嘗会の召物の解文「召物(めしもの)」は、朝廷又は莊園領主などが、支配する土地から徴収する生産物やその代価。「解文(げぶみ)」は、下位から上位に奉る文書。平安時代以降、解(げ)を解文、解状(げじょう)。諸官庁から太政官または所属の上役に提出する公文書(と呼ぶのが一般的となつた。こゝは、大嘗会関連の諸経費を各国

々が大嘗会の行事所に貢納する、その貢納物の明細を記した文書か。

(37) 御馬を御覽すこれは恒例の駒牽(こまひき)の儀とは関係のない行事であつたか。信濃・上野・武蔵・甲斐四国の御牧(勅旨牧)から貢上された馬を、宮中で天皇が御覧になり、貴族たちに馬が分給され、彼らがこれを牽く駒牽の儀式は、毎年八月に行われた。

(38) 左馬寮の馬部「馬部(うまべ)」は、奈良・平安時代に、左・右馬寮に属して、秣(うまぐさ)を貢し、雑役に奉仕した民戸。馬戸(うまべ)。

(39) 仁王経の不断の御読経の僧名右少弁(藤原)資業に下し賜ふ「着左仗座、定臨時御読経僧名、廿一口、仁王経、不断、来廿三日、左宰相中将書之、(藤原)資業朝臣行事、参御前、退出」(『御堂関白記』長和元年五月十一日の条)。

(40) 上主上の三条天皇。

(41) 度縁(どえん)。とえん。律令制で、僧尼になることを許可して政府が発行した証。奥に得度の年月を記入し、僧綱・支蕃寮・治部省の職員が位置を連ね、太政官印或は治部省印を捺す。

(42) 治部に依り知る所か俊賢が「捺印すべきの度縁五百枚」と私に語つたのは、治部省の職員から聞き知り得たことであつたのか、の意。

(43) 感じ思ふ所「匡衡が、である。

(44) 吳の字は天口を載す「吳」の俗字は「吳」である。これを言うか。

(45) 公の字は三公なり「三公(さんこう)」は、律令制官職のうち太政大臣・左大臣・右大臣の総称。

(46) 疑ひ無かるべし天口より出でて三公と為るべきことが、であるか。「天口」は即ち「吳」、「吳」は、後の条にある如く予(実資)の家である。

(47) 彼の日は甲子城子皇后の宮司除目の行われた日は、長和元年四月二十七日、甲子の日である。

(48) 帝后相兼ねる除目は事有るの相皇后宮職の者は、皇后宮大夫藤原

- 隆家以下多く兼官である。「事有る」の「事」は、吉事である。
- (49) 彼の家は周公なり。予の家は呉公なり。彼の家は、藤原隆家の家。「予の家」は、除目の衝に当たっていた実資の家である。
- (50) 識者云ふ。識者は、本記の記者の実資自身をいう。「云ふ」は、家の子に向つてである。
- (51) 花纒代。かまんだい。「花纒」は「花幔」か。花幔は、美しい模様のある幕。
- (52) 御在所。皇太后彰子の御在所。
- (53) 左大臣已下座を起ち、御前の座に着く。「座を起ち」の「座」は、饗の座。「御前の座」は、新仏の御前の座。
- (54) 聴衆。ちようじゆ。ちようしゆとも。法会の時、えらばれて講師（こうじ）の講説を聴聞する僧。役僧である講師・問者（もんじや）問難する役）以外の僧。
- (55) 證者。しやうじや。「證者」は「証義（しやうぎ）・証義者（しやうぎしや）」のことで、最勝会、法華会などの法会の論義の時、解答者の問答の当否を判断する役。
- (56) 皇太后宮に参る。法華御八講の第二日目である。
- (57) 春宮大夫へ藤原齊信へ談ずる所。「朝座の講師は少僧都林懐」以下が、その聞き書きである。
- (58) 朝講の後なり。法華御八講の第三日目であるが、実資は今日もまた遅参である。
- (59) 而るを其の事を聞き乍ら出で立つ光栄ははなはだ言ふに足らず。捧物を取る然るべき人々の人選にもれている事を知り乍ら、捧物を取る列に出で立つ光栄は言語道断である、の意。この条を『大日本古記録』は、「而乍聞其事、出立光栄、太不足言」と訓み、『史料大成』は、「而乍聞其事出立、光栄太不足言」と訓んでいる。
- (60) 為義に於いては捧物の列に立たすべからず。行事の為義は、捧物を取る者の兼ねての指名者を心得ていて、捧物の列に光栄を立たすべからず。

- ではない、の意。
- (61) 早く罷り出づべし。行事の資格なし。
- (62) 召仰せらる。道長が直接に勘当するのである。
- (63) 儒者の為、人いつて難と為さず。儒者は寒門であるゆえか。
- (64) 三匠了りて。さんそうおわりて。女房の捧物を持った四位・五位の者が、殿上の侍臣の後について堂内を三度巡り了つて、の意。「匠」は、めぐるの意。
- (65) 敢へて記すべからず。強いて記述する気はない、の意。「べし」は意志。捧物の華美を否定する言葉である。
- (66) 宮。皇太后宮彰子。
- (67) 蕪木。そぎか。前記の「沈香」（じんこう。沈香はジンチヨウゲ科の常緑高木で、これから製した天然の香料を沈香と云い、これの光沢のある黒色の優良品を伽羅（きゃら）という）と同じ、香木の一種か。
- (68) 本宮。前記の「宮」（皇太后宮彰子）と同一人か。
- (69) 男女一品宮（敦康親王・修子内親王）は、おのおの樹二十領か。これを『大日本古記録』は、「男女一品宮（敦康親王・修子内親王）云々、各樹二十領敷」と作るが、「男女一品宮云々、各樹二十領敷」として「云々」を不審とする『史料大成』に従い、このように訓んで置く。
- (70) 蕪芳の螺蛳三、衣笠三合。を、『大日本古記録』は、「蕪芳、螺蛳三衣笠三合」と訓じ、『史料大成』は、「蕪芳螺蛳三衣笠三合」と訓んでいるが、今仮にこのように訓んで置く。
- (71) 薪教化を奉仕す。五月十七日記事の中ほどに「僧侶行道し、衛府の三人薪水菜等を荷ひ持つこと恒の如し」（「僧侶行道、衛府三人荷持薪水菜等如恒」とあった、その「薪水菜等」に係わる行法か。
- (72) 身の代は、証空阿闍梨を以つて齋か。僧前は増進。身の代（実頼の身の代か）の前（膳）は招請した二口の僧のうち証空阿闍梨

を以つて斎かきしめ、僧の前(膳)は二口の僧のうち増暹を以つて斎か
しむ」の意か。

(73) 東北院ニとうほくいん。洛東法性寺(貞信公藤原忠平の建立)内の
子院。忠平の子実頼が元祿元年(九七〇)に薨去した時、その遺体が
安置された「法性寺長松林寺」が当院と考えられ、法性寺の東北に位
置したために、のち東北院と呼ばれた。創建も恐らく実頼の手になり、
以降小野宮流の寺院となつた。実頼の嗣子実資は、祖父実頼や父斉敏
の忌日に度々当院で法要を行つてゐる。

(74) 家に饗饌を設くニ忌日法要に供する饗饌は、記者実資の邸に於いて
これを準備した、の意。

(75) 事理相違す。追従尤も甚しきかニこの非難の言葉は、東北院の別当
院源と四条大納言公任との両者に対してのものであらう。

(76) 度者ニ剃髪出家することを許された者。得度者の意。今、天皇から
これを許されているのは、皇太后宮彰子であるか。

(77) 頭中将講師のレ度者を給ふの由を仰すニこの一条は、『大日本古記
録』『史料大成』ともに傍注としてゐるが、割注に扱うこととする。

後の「次いで諷誦を修せらる。第七は左三位中将」の条々も同断。
(78) 祿を執りて証義者已下請僧二十一口に授く。祿は大臣已下三位已上
これを執るニこゝを『大日本古記録』は、「執祿授証義者已下、請僧
二十一口祿大臣已下三位已上執之」と訓んでいるが、「執祿授証義者
已下請僧二十一口、祿大臣已下三位已上執之」と訓む『史料大成』に
従つた。

(79) 今上の女二宮(禊子内親王)ニ禊子(ただこないしんのう)は、皇
后城子との間に四男二女(敦明親王・敦儀親王・敦平親王・師明親王
・当子内親王・禊子内親王)と恵まれた三条天皇の第二皇女であり、
母の城子の兄弟姉妹に当たる前記の藤原通任は禊子の伯(叔)父にな
る。

(80) 昨日ニ皇太后宮彰子の法華御八講結願に参入し、それより退出の帰

途のことである。

(81) たまたま濫行無しニ「適無濫行」頼宗の従者等の、危ふく凌轢
(りようれき。あなどつてふみにじること)に及ばんとする罵辱(ば
じよく。ののしりはずかしめること)に對して、実資の隨身等は、耐
えて諍には及ばなかつた。為に両者の間に濫行(らんぎよう。乱暴な
行為)の事は偶然にもなかつたのである。

(82) 仍つて(藤原)佐光朝臣を招いて案内を示し畢んぬニ頼宗の驚恐の
應對に對して、然るべからざるの由を答え乍らも、彼がその虚言で、
今回の事件を糊塗することを恐れた実資は、道長の配下の藤原佐光を
呼んで事の次第を知らせたのである。

(83) 内府未だ返事を語らざるの前に、レ頗る不安の氣有り」と云々ニ内
府の公季は頼宗の従者からの予想される毘陵(おうりよう。あなどつ
て打つこと)に脅えるのである。頼宗の従者に対する暴徒の風評は、
早くからあつたのであらう。

(84) 權勢を思ふに縁り、上下以つて目すのみニ左府を父に持つ頼宗は權
勢の家の者ゆえに、その行為を嘲り乍らも、人々は一目おいていた、
の意か。

(85) 一日の事ニ藤原頼宗の従者が実資の隨身を罵辱した五月十九日夜の
一件。

(86) 申さしめて云ふニ実資が佐光を使って、道長に、である。

(87) 而るを洩らし申さしめ了んぬる事ニ「而今洩申了事」。佐光が道長
に、である。「しめ」は、佐光に対する敬意表現か。

(88) 彼の返報尤も理致ありニ二十日の「三位中将に云ひ遣るに、驚恐の
報有り。濫悪の首を聞き捕へ送るべしといへり」の条々を受けてゐる。

(89) 申す所を知らずニ恐懼、申し上げる言葉もない、の意。

(90) 佐光朝臣云ふニ道長の理致ある應對に對して、恐懼しながらも、相
手に非のある事実は事実として、その証言を云い送るのである。後の
「藤原頼任朝臣云ふ」も同断。

(91) 藤原顕信フジワらのあきのぶ(九九四―一〇二七)。道長の三男。母は源明子。長和元年(一〇二二)正月十六日晝、草堂行願寺に至り、行円(皮聖)上人により剃髮。比叡山無動寺に入った。時に十九歳、右馬頭であった。出家の動機については詳らかでなく、父道長は「有本意、所為にこそあらめ、今無云益」と記し、あきらめの心境を語っている。また、道長は、前年顕信が藏人頭の候補となった際、「為避衆人謗固辞」し、更に「不足職之者」と評している。或は、この事が出家の遠因となったか。本記の長和元年四月六日の条及び注記(9)を参照。

(92) 法橋扶公ほうききょうふこう(九六六―一〇三五)。平安中期の興福寺の僧。長保五年(一〇〇三)元興寺別当能治賞により法橋に叙され、寛弘二年(一〇〇五)大安寺別当を兼ねる。扶公は実資が甚だ婦依した僧で、常にその家に入出入りしている。この扶公は時平の玄孫である(『史料大成』・小右記解題 矢野太郎)。

(93) 檀那院だんないん。六波羅密寺(京都市東山区にある真言宗智山派の寺。山号は普陀落山。院号は普門院。天台別院)か。

(94) 何者の非常の事を致すや「何者乃致非常事乎」或は、「何者の致す非常の事か」

(95) 度縁どえん。これは、律令制で、僧尼になることを許可して政府が交付した証であつて、前記五月二十三日の条にも、「馬頭度縁の宣旨無し。辰の剋以前に延暦寺に持ち到るべきの由、頭弁戒め仰す」という大外記敦頼朝臣の言葉があつた。が、こゝは僧侶も律師も、後の座主・凡僧もみな僧位に在るのだから、これは、戒臈(かいろう)の僧侶としての得度後の年次。仏教修行の年数。法臈(はつらふ)などに応じての祿の如きものをいうか。

(96) 新発しんぱち。新発意。新たに発心して仏道にはいること。またその人。新たに出家した者。こゝは藤原顕信である。

(97) 戒壇院かいだんいん。戒壇(かいだん)。僧侶に戒を受ける儀式を

行なうために設けられた壇。石または土で築く。が設けられている建物。東大寺、延暦寺などのものが、その代表的なものである。

(98) 教授けうじゆ。教授阿闍梨のこと。教授阿闍梨は五種阿闍梨の一人で、受戒にたずさわる三師(さんし)。具足戒ぐそくかい。比丘尼が受持する戒律で、「具足」は近づくの意で、涅槃に近づくこと。または教団で定められた完全円満なもの意とする――を授ける時の三人の戒師。戒和尚、羯磨(こんま)師、教授師の三人をいふ)の一人である。

(99) 羯磨けいば。かつま(天台宗、浄土宗)。こんま(律宗、真言宗)。羯磨師のこと。注記(98)を参照。

(1) 延命院えんめいいん。現在の滋賀県大津市に所在した、延暦寺の子院で、東塔東谷に在った寺院。

(2) 銀の分盤ぎんのぶんばん。次の施食盤(せじきのばん)と共に食器の類をいうか。

(3) 徴有るべきに似たり「徴」は「ちよう」で、物事の起る前触れ。兆し。徴候の意。相府は新発の後について前を行き、それに従う、相府輩下の者すべてが悲泣する、そのさまは宛も顕信との死別の兆しをそこにみるように思われた、の意。前条も、「新発を送る間、相府已下及び僧侶雑人涕泣すること、挙哀(こあい)。禪家で、葬儀の仏事が終わった後、参列の僧が、哀、哀、哀と三度声を挙げること)に異ならず」とある。顕信は比叡山に入つて出家後の長和四年七月、京に入つて灸治を受け、恐らくその後、健康上の理由から一時大原に移つたが、万寿四年(一〇二七)五月に至り無動寺に於いて遷化。時に三十四歳。それは長和元年五月のこれより十五年後のことで、奇しくも父道長の没年(万寿四年十二月没)と同年であつた。本記の長和元年四月六日の条及び注記(9)を参照。

(4) 非人の為す所、若し山王護法の、人の心をして狂を催さしむるか飛礫は、若しかして神仏が僧にのりうつつの所為であつたか、の意。

「山王(さんのう)」は、大津市坂本にある日吉大社の別称。「護法(ごほう)」は、梵天、帝釈天、四天王、十二神将などの仏法を守護する善神である護法神のこと。

(5) 左宰相中将(源経房) 〓みなもとのつねふさ(九六九〜一〇二三)。左大臣源高明の四男。母は右大臣藤原師輔女。母が師輔女であることから藤原道長とは従兄弟の間柄となり摂関家へ奉仕することに努めている。『栄花』一六には、道長の子供のように思われていたとある。但し、この時経房は、中宮権大夫であって、皇太后宮大夫は源俊賢であった。

(6) 本より所々に追従せず〓こ、は彰子が故一条天皇追善のため修した法華八講に実資が日参したことに對する謝辞があるが、「本より追従せず」と敢えて述べているところに、彰子の平素からの実資に対する気持ちが見えられている。(『古記録と日記 上巻』関口力氏)。

(7) 登山の事に依り、今に相逢はず〓経房は、道長が頭信の受戒に列する為に叡山に登った、その登山に追従していた為、実資に逢う機会を失っていたのである。

(8) 円教寺〓えんきょうじ。山城国葛野郡の仁和寺(現京都市右京区)を中心にして造営された四円寺(円融寺・円教寺・円乗寺・円宗寺)の一。一条天皇の御願として長徳四年(九九八)正月に落慶供養があった。

(9) 饗饌未だ箸を下さざるの間〓東廊の簾中に在る左大臣以下近習の卿相等が、である。

(10) 両界の曼陀羅〓りょうがいのみんだら。「曼陀羅」は密教で、宇宙の心理を表わすために、仏菩薩を一定の枠の中に配置して図示したものである。これに、金剛界曼陀羅・胎藏界曼陀羅や四種曼陀羅などがある。

(11) 御存生の間の御願、く未だ書き了らず〓「又紺泥大般若、件大般若御存生時、依被仰、余所奉仕也」(『御堂関白記』長和元年五月二十七日)の条。

(12) 先の書端〓こ、を、「大日本古記録」は、「先書端之」と作るが、「先書端之」として、「之」を不審とする『史料大成』に従った。

(13) 御諷誦十五箇度〓不審。御諷誦は、「本院」以下「別当皇太后宮大夫俊賢」まで十一箇度である。

(14) 内大臣更めて堂前の座を起ち〓追従の甚し〓諸卿交々に道長の宿慮に詣ずるのを、実資は難じているが、道長は、方々の御諷誦の間に、堂前の座より宿慮に移って休息していたものか。一条天皇の御願として造営された円教寺内に侍臣道長の宿慮が設けられていたのであるか。

(15) なかんずく両丞相更めて簾中に向ふべからず〓この一文の文意不明。

(16) 日来熱有り〓こ、を、「大日本古記録」は、「日来有熱物」と作るが、「日来有熱物」として「物」を不審とする『史料大成』に従った。

(17) (藤原)資頼〓ふじわらのすけより。生没年未詳。懐平男。実資の養子。母は藤原常種女。『小右記』によく登場し、阿波権守、彈正少弼、伯耆守、刑部少輔、美作守を歴任したことが分るほか、公私にわたり実資に近い存在であった。『御堂』寛仁二年二月三日条には道長家家司とみえる。同条の周防守兼忠については詳らかにし得ないが、実資の恩顧を受けていた受領であるか。

(18) 装束の替りたれば、はしたなくなん有ける〓前条の彰子の、故院の御周忌の名残をいうお言葉に對して、この条は女房の感懐を述べたものである。なお、この女房を紫式部とする説がある。『小右記』の長和二年五月二十五日の条に、「資平(中略)今朝帰来云、去夕相逢女房(越後守為時女以此女前々令啓雜事而已)とあって、この為時女が紫式部であるということになっている。そして従来の説としては長和二年頃、または三年に亡くなったとなっている。今井源衛氏は、「晩年の紫式部」(『王朝文学の研究』所収、角川書店、昭和四十五年)に於いて、『小右記』の為時女は、実資の彰子訪問と関係が深く、そのような実資・彰子と関連の深い女房が、この頃度々『小右記』に表われ、その女房も紫式部であろうと推定されている(山中裕

陳ぶる所。占ひ申して「左府・左金吾等の虹の怪は甚だ不吉、但し宰相中将の虹は殊なる事無し」といへり。今明左府・金吾春日の物忌の日なり。重ねて此の怪有るは、如何。

二十九日、乙丑。昨日資平云ふ、「左宰相中将云ふ、『五人の悦

ぶ者の内、下官は或は凶悪といへるは、今新たに云ひ入るる所』。

左府具に聞き給ひ、専ら承引し給はず。一日命せられて云ふ、

「雑事を申し承り了んぬ。又皇太后のおおんため、殊に芳心有り。我が病を悦ばるべからず。此の事信受し給はざる所』」

といへり。下官に聞かしめんが為談ずる所か。又云ふ、「『此の殿の凶悪は、四品等、一日侍所に於いて云々す。凶悪の事数多と云々。他の上達部の事又信ぜられずと云々。只按察ばかり信ぜらる』」と云々。下官恐懼せず。無実^{無実}に依るなり。資平を差はし、左衛門督の所悩を訪ふ。帰り来りて云ふ、「昨日以後平癒の氣有り」といへり。

「虹皇太后宮に立つの事」

前大和守景齊云ふ、「昨日虹皇太后宮へ枇杷殿に立つ」と。資平云ふ、「左府に相親きの人々の宅、多く立つの由と云々。(大江)清通・(源)頼親・故(源)高雅・(高階)業遠宅等」と云

々。又云ふ、「(橘)道貞宅」と云々。誠に怪異と謂ふべし。景齊云ふ、「左府の虹三箇所へ細殿・北面・厩等に立つ。又持仏の御前の念誦の円座の上に犬矢を遺す。怪なり」と云々。虹の所々は、聞き得るに随ひて記す所。これ後鑿の為。

左近衛府・皇太后宮へ枇杷殿・左大臣殿の大北方(藤原穆子)

へ一条。左府の姑宅・左衛門督へ頼通家・按察中納言へ隆

家・左宰相中将へ経房家・大藏卿、(正光)・頭中将

へ(藤原)公信宅・前但馬守(源)頼光・前陸奥守道貞・前讚

岐守清通・主税頭(惟宗)為忠・高松殿(源明子)へ左府の妾妻。

陽明門・施薬院使(藤原)公則宅の東町一所へ左大臣の舎人長

の宅・左大臣の出納凡吉光宅へ京極・放高雅並びに業遠宅・

(藤原)貞仲朝臣宅。今日政有りと云々。左相国表を上るの後の

故なり。中納言行成これを行ふ。

三十日、丙寅。今日の大祓の事、案内を左中弁に問遣るに、其の

状に云ふ、「安和の例に依り行ふべきの由、一日史(直)是氏に

召仰せ侍る。これ即ち仰せの如く、伴永宿祿の抄事の誤り有るに

似るに依るなり。又承平の記文、八月以後大祓の由、略見ゆる所

なりと云々。大嘗会を始行の官符、昨日請印了んぬ」といへり。

(但波)奉親朝臣の書を相副へ、其の状に云ふ、「今日の大祓、

氏「源氏物語」と時代背景。

(19) 去る七年の三年一請の事。「去る七年」は、寛弘七年(一〇一〇)で、今年、長和元年(一〇一二)より三年以前になる。その年に齋院の司に与えられた給付の事である。「三年一請(さんねんいつしよう)」とは、三年に一度、その申請によって、齋院の司に内蔵寮から一定の官物を支給されることをいう。

(20) 吳公は違はざるか。実資の大匠昇進の予言はいかがでしようか、の意。匡衡はかつて、除書(この時、実資はその衝に当たっていた)の間の蜈蚣を会釈して、「吳の字は天口を載す。公の字は三公なり。天口より出でて三公と為るべきか」と、吳公の家である実資の三公(太政大臣・左大臣・右大臣)への昇進を予言した。その事の実現を使囀して来たのである(本記の長和元年五月十一日の条及び注記(44)~(50)を参照)。

(21) 其の状、署せず、又月日を注せず。道長を警戒して、自分の予言を証拠として残さぬ為の匡衡の配慮である。

(22) 深く恃む所有り。実資は匡衡の予言に強く心を寄せるのである。実資にしてなお権勢への欲望を制し得ぬのである。この時より九年後の治安元年(一〇二二)七月二十五日に、実資は、「今日任大臣へ太政大臣公季・左大臣頼通(関白)、右大臣僕、内大臣教通、大納言頼宗・能信」と書くことになる。これまで、たびたび道長の「縁辺の人」に越階されて涙をのんだ実資が、六十五歳になってやっとつかんだ幸運であつてみれば、その喜びも一入であつたのだろう。実資にしては珍しく素直になつた気持のあらわれが、当日の日記に使用している「僕」という語なのであつた(村井康彦氏「平安貴族の世界」)。

(23) 只今の識者又人無きのみ。匡衡の他には、である。

(24) (藤原) 経通。ふじわらのつねみち(九八二~一〇五一)。権中納言懷平男。母は中納言源保光女。同母弟に実資の養子となつた資平がいる。

(25) 予の消息に云ふ。「予の消息」は、資平の持参した実資への道長の消息。無論代筆である。「御堂関白記」は、長和元年五月二十八日より、六月いっぱいにかけて、その記事を欠いている。記者道長の病悩の故であらう。

(26) 便宜無きに依り。病悩の道長に言上の便宜無きに依り、である。

(27) 日時を勤へしむべきに。大嘗会の行事所を始むべきの日時を、である。

(28) 若し日時を勤へしむべきの由を仰せらるれば。若し、大嘗会の行事所始めの日を四日に勤へしむべきの由を、天皇が仰せらるれば、である。

(29) 史を加ふべきか、はた宣理を留むべきか。病臥中の史宣理に替えて新しく主基行事の史を追補すべきであるか、或は病臥中ではあるが、宣理を留任させておくべきか、その時には「遂には事を闕く(欠員のま、で事を運ぶ)」ことになる、の意。

(30) 六月会の立義。みなづきえのりゆうぎ。「六月会」は、天台六月会で、陰曆六月四日の伝教大師(最澄)の忌日に、比叡山延暦寺で行われる法会。その法会に際して行われる学僧試業に於いて、探題の出す論題について、問者の難に答える堅者(りつしや)を立義(堅義・堅義)という。

(31) 修善を行ふべきの御消息有り。この条を『大日本古記録』は、「有行修善之御消息」と作るが、「有可行修善之御消息」とある『史料大成』に従つた。

(32) 又彼の御社の前に。山王の御座の処と為す。その傍をも、左府は、上下悉く馬に騎りて過ぐ、の意か。

(33) 今般の御修法極めて嬾し。叡山に於ける大きな愁ひとい、また左府の不敬とい、更には山王の王子の巫女(みこ)への御託宣や夢想とい、すべては道長が極めて慎むべき状況にある。その道長に対する修法ゆえ、はなはだ気が進まない、の意。

34 若し宣理病癒へ参入せば、宣理が病の間は、主基の行事の史は、宣理の次席の史伊岐善政が勤めているゆえ、病癒えた宣理の復任は、悠紀の行事の史となる。

35 (大江) 挙周、おおえのたかちか(？)一〇四六。匡衡の二男。

母は赤染衛門。長保三年(一〇〇一)対策に及第。寛弘三年(一〇〇六)式部丞、藏人となり、敦成親王家家司、東宮学士、和泉守、文章博士、三河守、木工頭、丹波守等を歴任正四位下式部権大輔に至る。この間、諸親王の湯殿読書や読書始の講師を務め、年号の勘申に参加するなど活躍した。

36 赤染衛門、あかぞめえもん。歌人。生没年未詳だが、長久二年(一〇四一)までの生存が確認される。赤染時用女。実父は平兼盛。天延年間(九七三〜九七六)に大江匡衡と結婚、同じ頃源雅信邸に出仕、倫子に仕える。匡衡との間に挙周・江侍従らを儲け、夫の二度の尾張赴任に従うなど良妻賢母の誉れ高い。長和元年(一〇一二)匡衡と死別するも、長寿に恵まれ、八十歳を超える晩年まで歌壇に重きをなした。

37 左中弁国々の解文・道々の御物を進る文を持ち来る。『道々の』の「の」は「進る」の主格。「左中弁持来国々解文・道々進御物文」。「道々」は大嘗会の料物を進貢する、その都への道中の国々の意か。

38 聴聞の気有り、三十講を、である。

39 何の宮なるかを知らず、懐平は、道長の言葉に「宮に奉仕すべし」と云う。「宮」を誰とも特定し難い、としているが、実資は、その「宮」を前条に道長邸への行啓の事が見える「皇太后宮彰子」の事と諒解しているのである。前日の六月六日の冒頭及び五月二十四日の終りの条々を参照。

40 万僧供、まんぞうく。「万僧供養(まんぞうくよう)」に同じ。万僧供養とは、一万人の僧侶を集めて食事を供養すること、また広く法事を行うことをいう。村上天皇時代の応和元年(九六一)十一月七日

のそれが始まりといい、以後、寛弘三年(一〇〇六)十二月、万寿四年(一〇二七)十一月、長久五年(一〇四四)十月、長寛二年(一一六四)九月などの実修例が知られるが、多くは公家主催で、貴人の病氣平癒を祈って行われた。

41 万僧供の趣を開べ、白さしむ。万僧供養をとり行なう旨の趣旨を開(陳)べ申させた、の意。

42 彼の直を以ってこれに充てらる。『これ』は万僧供養の必要経費。「彼の直(あたひ)」は「班(斑)犀の純方の帯」の値。「班(斑)犀の帯(おび)」は、束帯の時、袍の腰を束ねる石帯の鈔(か)にまさるの犀の角を用いたもの。「純方の帯(おび)」は、「巡方の帯」で、石帯の鈔の部分が方形をなしているもの。こゝは、鈔(か)。石帯の飾りの金具)を、その材質と形状の両方から言ったものか。

43 青瑣門、せいさもん。平安宮内裏の門。左青瑣門(紫宸殿の東北廊の東端にあつて西面する)と右青瑣門(紫宸殿の西北廊にある土廊の西端、清涼殿殿上間より小板敷を下りた所に南の無名門と並び建ち東面する)の東西二門がある。

44 問日、かんじつ。ひまな日。閑日。病苦の至らぬ日。

45 常に非ず心神を深く摧くこと有るか。道長は、娘の彰子の未亡人としての日常の心労を思いやつて心痛するのである。実資を招いて、道長がその心事を語るこの辺の条々は文学性が豊かである。

46 (橘) 為義朝臣、たちはなのためよしあそん(？)一〇一七。藤原道長の家司。文章生出身で藏人などを経て正四位下丹波守に至る。一条天皇皇子敦康親王家司、皇太后宮(彰子)大進等も兼任する。

『後拾遺』以下の勅撰集に四首入集している。

47 鬱々の際、うつうつつのさい。法性寺に通うことを道長に制せられた本家の人々が、病の道長の上を思つて心配し、心屈している時、の意。

48 若し車に乗り帰り給ふの問苦しみ給ふか。十日の道長の病悩について、人の交談する情報の中、最も信憑性の高いのは、道長の家司で

ある橋為義のそのようである。

(49) 去る九日未明こゝろは「去る八日未明」の錯誤ではないか。六月八日の条を参照。

(50) 帯刀の長たたちはきのおさ。東宮坊の帯刀の舍人（東宮舍人のうち武器を帯びて東宮の身辺及び御所の警備に当たるもの）の上位者一、二人に与えられる地位。帯刀先生（たちはきせんじょう）。

(51) 哲人長命せば忽ち利有らむ「哲人」は、実資を指して言ったもの。実資が大臣となることを予告した一書であろう。

(52) 笠の吳公かぜいのごこうか。笠竹で出た蜈蚣（むかで）のことか。の意。実資三公（太政大臣・左大臣・右大臣）とならむの予言をいう。五月十一日の条を参照。

(53) 凶事に触る、の仏事に参るべからず神事の大嘗会に係わる行事にとつて、同じ仏事でも十三日記事の季の御読経に参るのは差し支えないが、死穢に係わる、亡くなった一条院の仏事である御念仏に参るの

は慎しまねばならないのである。後の条の「資平立ち乍ら故院に参る」も同断。

(54) 即ちこれを送り「これ」は、後に「春日の社の怪、大樹倒るる声の如き地響きを聞く」とある光栄の書状を指す。

(55) 氏長者今、病悩に呻吟する藤原道長である。「これを推しはかる」のは、光栄が、である。

(56) 彼の符の案左中弁の藤原朝経が持ち来つた太政官符の草案。

(57) 停止の由大嘗会を停止延引する、その理由。この停止延引の理由は、前年の寛弘八年（一〇一一）十月に崩御された冷泉上皇の諒闇に依るか。

(58) 但し後般停止の官符は予の宣を引くべきか大嘗会の行事は、道長ではなく、実資だからである。

れ、長和二年（一〇一三）東寺長者を辞し、禅林寺座主となる。治安

三年（一〇二三）大僧正となり、東寺長者に復任。万寿三年（一〇二六）後一条天皇の病に際し加持を行い、その効験あるにより輦車を聽

される。当時の貴紳の崇敬を受け、その発言力は大きかった。

(60) 隨身十人に冠せしめこゝを『大日本古記録』は、「今冠隨身十人」と作るが、「今冠隨身十人」とある『史料大成』に従った。

(61) 心管しんよ（九七一〜一〇二九）。右大臣藤原顕忠孫。特に加持祈禱の験応に名を得、広く皇族・貴族の招きを受けた。三条天皇・後一条天皇の病に際しては不動調伏法を修し、また時の権勢者藤原道長の信任も篤く、法性寺別当の職をゆだねられ、更に大僧都に任ぜられた。

(62) 左府に落書有り「左府に」は、「左府に就いての」の意。「落書（らくしよ）」は、時の権力者に対する批判や、社会の風潮に対する風刺やあざけりの意を含んだ匿名の文書。人目に触れやすい場所に落として人に拾わせたり、相手の家の門壁などにはりつけたりしたもの。平安初期からみられる。詩歌形式のものを落首（らくしゆ）という。おとしぶみ。

(63) 藤原為任ふじわらのためとう（？）一〇四五。大納言藤原清時男。同母弟に通信がおり、異母姉に城子（三条天皇皇后）がいた。民部大輔在任中の長和元年（一〇一一）、藤原城子の立后に兄弟の縁から奉仕し、亮に任ぜられる。実資は為任を「僕従」と記しているから、実資の家司的役割を果たしていたと考えられる。

(64) 其の事知行に在り落書は、和泉国の珍保方宿祿が知行する場所に在った、の意。

(65) なほ御忌日を過して積かじめ給ふべきか一条上皇は、この年の前年の寛弘八年六月二十二日に没せられた。従つて、後の六月二十二日の条にある通り、その周忌正日は六月二十二日であり、除服の時期にはまだ三日を残しているのである。

(66) 十余日ばかり既に尋常に復し了ぬ。長和元年六月四日、大江匡衡は病篤くして妻子の眷顧を實資に依頼して来ていた。六月四日の条を参照。

(67) 拾遺に「しゅうい。じゅうい。侍従(じじゅう)の唐名。こ、は実資の養子の藤原資平を指すか。或は、「近習の女」に並べて、実資の傍に侍する男の秘書のごときを指すか。

(68) 緯家に「緯」は、未来記・予言書の類。また、緯書(いしよ)は、経書にまねて作り、吉凶禍福や未来のことを予言した書物をいう。こ、も、そうした未来のことを予言する人のことを言うか。こ、は、書状の送り手の匡衡自身を指している。後の「長者」は、実資を指す。

(69) 今日若し少々の事始まるか。私の予言をしたところの、あなたが三公に至るといふ、その事の前兆のようなものがみえて来ましたが、の意か。

(70) 緯文に「いぶん。未来のことを予言する文。これは秘密に係わる事項ゆえ、署名も年月日も記さないのである。

(71) 左衛門督は着座の人なり。左衛門督は、道長の長男・藤原頼通。「着座」は、特に公式の席で定められた座に着くことをいふゆえ、そういう公の席に就いて事を処する立場の人、それに相当する地位の人をいうか。

(72) 若し立後の日勅命に依じて参入の故、此の如きの事有るか。こ、を『大日本古記録』は、「若立后日勅命参入之後、有如此之事欵」と作るが、「若立后日勅命参入之後(故カ)、有如此之事欵」とある『史料大成』に従った。

(73) (藤原)景齊に「ふじわらのかげただ(？)一〇二三」。大宰大貳国章の男。越前・河内・大和等の守を歴任しているが、越前守にあつては「本任未済」により除籍され、また大和守にあつては「公事未済」により取り沙汰されるなど、能吏とはいへない難い人物であつたが、実資

第に親しく出入りし実資も彼の坂本宅を訪れている。これは、景齊の姉妹が源惟正室であり、惟正女が実資の早世した室であつた縁故によるものであつたと考えられる。

(74) 本院の修し奉る所。この条の「本院」と次条の「本院これを行ふ」の「本院」は人物を指し、先の条の「本院に於いて」の「本院(一条院をいうか)」は場所を指していると思われるが、この後の条の人物は誰と特定し難い。平安中期以降、上皇が同時に二人以上ある場合、第一の上皇を、中院・新院に対して本院(一の院)というが、今の場合、この「本院」に当られる冷泉上皇は、この年の前年の寛弘八年(一〇一一)十月二十四日に没しておられる。

(75) 本院の修し奉る所。御念仏・不断の御読経等の僧の布施本院これを行ふ。こは、「本院所奉修、御念仏・不断御読経等僧布施本院行之」とある『大日本古記録』に依つたが、或は『史料大成』が「本院所奉修御念仏不断御読経等、僧布施本院行之(本院御念仏不断の御読経等を修し奉る所、僧の布施本院これを行ふ)」と訓むのに従うべきか。

(76) 源宰相同車し、兵部卿も同じく参る。源宰相は、参議源経房。実資の車に同乗して、相共に、道長の法華三十講に詣るのである。

(77) 兩人維摩講師を申し有り。諸法会の最高のものであると云われている南都興福寺(法相宗・ほつそうしゅう)に於ける維摩会の構成は、堅義者(堅者・りつしゃ)、問者・精義者(証義者)、講師(こうじ)、読師(どくし)、聴衆(ちようじゆ)と探題より成り、論義の議題を出題する探題を最高の学僧とし、堅義(「堅」は「豎」の俗字。義を立てて主張する「立義」の意)の立論に対して、問者が質疑を行い、精義(証義)が批判し、探題が及落の判定を行うもので、諸大寺から聴衆(法会の時選ばれて、講師の講説を聴聞する僧。役僧である講師、問者以外の僧)が参席した。この研学堅義の学僧育成の制度は、北嶺比叡山延暦寺の天台宗にも大きな影響を与えた。このうち、役僧

の一人の講師(維摩会の法会で講經の任に当たたる高僧)は、明年の御齋会と薬師寺最勝会への講師を務めることになり、三会の講師を遂行した学僧は、「三会の已講」と称し、漸次律師となる僧綱への道が開かれていた。この時、法華三十講の講師であった融碩や問者の法修が、維摩講師を希望したのも、そういうルートに乗ることを願ったものと思われる。

(78) おのの自宗に非ざるの由を称す。この場合の「自宗」は天台宗。後の条に、「天台宗の僧等令云ふ、「我が宗今日面目を虧損(きそん)・失なうこと)す」と云々」とある。

(79) 諸僧甘心せず。諸僧は、諸寺から参席した聴衆。証義者の批判ではなく、法会の役僧として講師と相対して仏前の高座に登り、經題・經文を読み上げるのを役とする「読師」である經救の批判では、聴衆は納得出来なかつたのである。

(80) 大僧都定澄、今日此の座に参らざるは、判定の間、思ふ所有るに依るか。こゝを『大日本古記録』は、「大僧都定澄今日不参、此座判定之間、依有所思欵」と訓んでいるが、「大僧都定澄、今日不参此座、判定之間、依有所思欵」と訓む『史料大成』に従つた。天台僧の定澄が、今日、この法華三十講の法会に参らなかつたのは、法会の座に於ける証義者としての責めを全うし得ないと判断しての故か、の意か。

(81) 僧侶其の気色有り。聴衆は、法修の論難に対する融碩の答は不当であると判断する様子であつた、の意。

(82) 相府解脱し。『解脱』は、かいだつ。道長は悩苦の為に衣服を解くのである。

(83) 大嘗会中絶し(承平元年八月十日)。この前年の延長八年(九三〇)九月二十二日に醍醐天皇が朱雀天皇に讓位されたが、その一週間後の九月二十九日に醍醐上皇は没せられた。その喪中ゆゑに大嘗会は中絶となつたのである。

(84) 何の例を以て陳ぶる所や。中納言源俊賢は、の意。

(85) 尚書甘心の氣あり。左中弁は納得したようであつた、の意。「尚書」は、弁官の唐名。

(86) 宰相中将。参議左近衛中将源経房。

(87) 振後。『振』は「震」に同じ。霹靂(へきれき)する。雷が激しく鳴ること。稲光りがすること。また、雷が落ちることの時、其の直後、の意。

(88) 一条大北方(藤原穆子)。ふじわらのむつこ。(九三二—一〇一六)。左大臣源雅信の室で倫子の母。道長が倫子と婚するに当たつては、母の穆子の意志が大きく作用したと云われている(『栄花』)。

(89) 今新たに云ひ入るる所。後の条に、同じ左宰相中将(源経房)が、資平に語るところに、「此の殿の凶悪は、四品等(「四品(しほん)」は四位の異様で、大・中の弁官を指すか)、一日侍所に於いて云々す。凶悪の事数多と云々」とある。

(90) 雑事を申し承り了んぬ。『雑事』は、政務上のさまざま懸案。「申し承る」のは、道長が実資から、である。

(91) 此の事信受し給はざる所。『信受し給ふ』は、道長の自敬表現、或は話者経房の道長に対する尊敬表現。

(92) 下官に聞かしめんが為談する所か。『談する』のは、道長が経房に、である。

(93) 一日侍所に於いて云々す。凶悪の事数多と云々。こゝを『大日本古記録』は、「一日於侍所々云出、悪事数多云々」と作るが、「一日於侍所云々、出(凶)悪事数多云々」とある『史料大成』に従つた。

(94) 只按察ばかり信ぜらる。四品等が語る人物評である。「按察使」は、この時点では、実資ではなく、藤原隆家である。「中納言藤原隆家正廿七日兼按察使四月廿七日兼皇后宮大夫」(『公卿補任』長和元年の条)。

(95) 今は大嘗会の詞を加へられ。今年は大嘗会の大祓であるから、の意。

後記

本稿は、古日記輪読会の成果の第五編の続稿に当たるもので、『小右記』の長和元年（一〇一二）五月と六月、それは記者小野宮右大臣藤原実資の五十六歳の夏に相当する、その二箇月の間の日記の訓読である。

前稿の長和元年四月に多く見えた、三条天皇と道長の確執のことを語る記事は、この五・六月には影を潜め、替って、この両者の軋轢の余波の形で、「相府の病を喜悅の卿相五人、大納言道綱・予、中納言隆家、参議懷平・通任と云々」の語が見える（六月二十日の条）。そして、実資は、その「五人の悦ぶ者の内、下官は或は凶悪」（六月二十九日の条）という風評を立てられる。

その道長の病悩は、六月に入ってはじまり、その悩苦の記事は連日のように続く。それは、日吉の社の祟とい、瘡の病の疑ひとい、又難き憑きに似て、靈物に領得せらるる氣が有るとい。彼の悩吟の声は甚だ高く、満座耳を傾け、その顔色は赤く、眼目は悪しく、勇者の容顔に似て、食を営まれあるも、本心無きに似るとい。そして遂には、狂言に似た尋常でない詞を吐くようになる。道長の、病悩の、その情報はさまざまであるが、この時期の、『御堂御記』は、長和元年五月二十八日から、六月いっぱいにかけて、暦注を記すのみで、当該の記事を欠いているので、そ

の病悩の事実については、道長本人の声を聞くことは出来ない。又、道長の病悩記事の前に直接して、五月二十八日、日記は紫式部と推定される女房との応接の記事をとめてある。故一条院の御周忌の名残りの中で、懐旧の心に落涙を禁じえない女房と実資の応接のこの場面は、自分の死後に感うであろう娘彰子の上を思いやって、また落涙する道長の傷心の場面（六月九日の条）と共に、両者は、情感溢れる叙情の文体で、文学性が豊かである。漢文日記の文学性を云々する場合、これらはその典拠として好個の条々である。

なほ本稿は、『紀要・第三十三号』に発表の『小右記訓読稿第五編（一）』——長和元年四月の一箇月間の日記の訓読——に継続するものである。前稿同様、大方の御批正をお願いする次第である。

（二〇〇〇・七・三十）

高松大学紀要

第 34 号

平成12年 9月25日 印刷

平成12年 9月29日 発行

編集発行

高 松 大 学
高 松 短 期 大 学

〒761-0194 高松市春日町960番地

TEL (087) 841 - 3255

FAX (087) 841 - 3064